

資料 1	令和5年度 第4回 高知県国保運営協議会
	令和6年2月20日（火）

高知県国民健康保険事業特別会計の 令和6年度 当初予算（案）等について

令和6年2月20日
高知県 健康政策部
国民健康保険課

余白

1. 高知県国民健康保険事業特別会計の 令和6年度 当初予算（案）の概要について

<歳入・歳出予算の概要>

○予算総額：約730.7億円（前年度との差 ▲約22.3億円（▲3.0%））

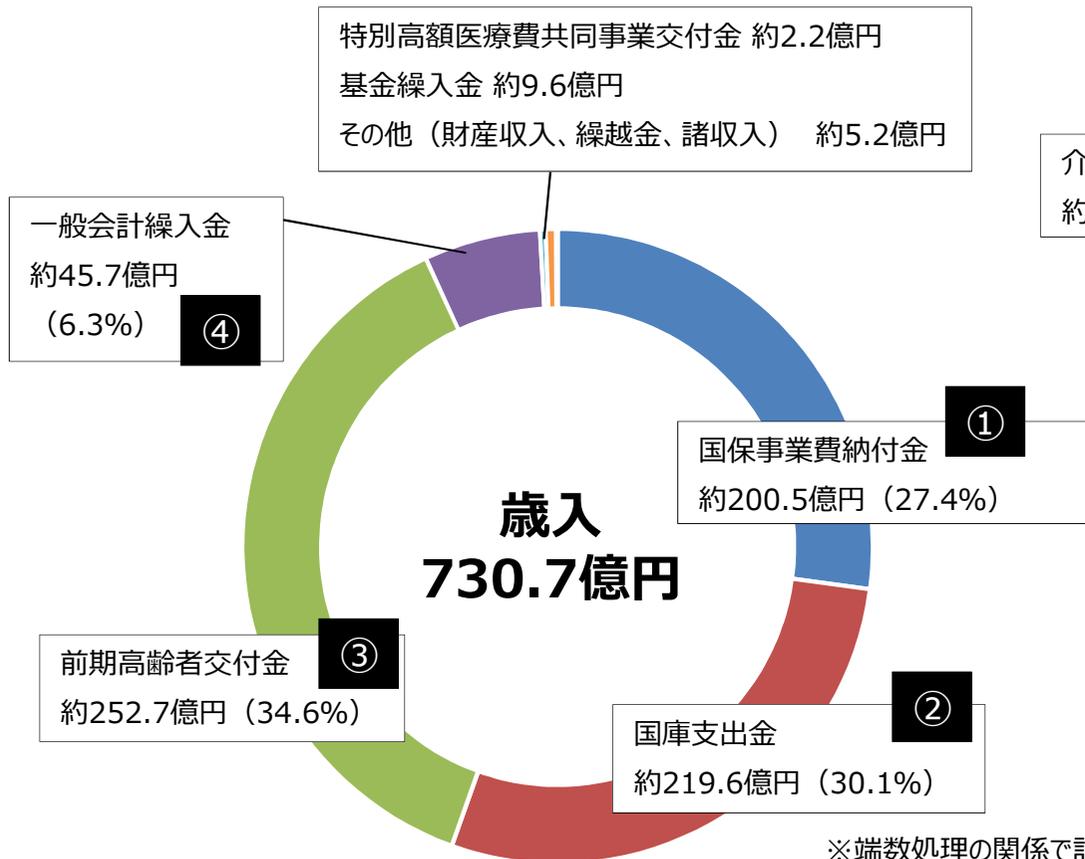
○歳入予算の主な内訳

- ①国保事業費納付金：約200.5億円（同▲約3.9億円（▲1.9%））、②国庫支出金：約219.6億円（同+約6.3億円（+3.0%））、
- ③前期高齢者交付金：約252.7億円（同▲約31.1億円（▲10.9%））、④一般会計繰入金：約45.7億円（同+約0.8億円（+1.8%））

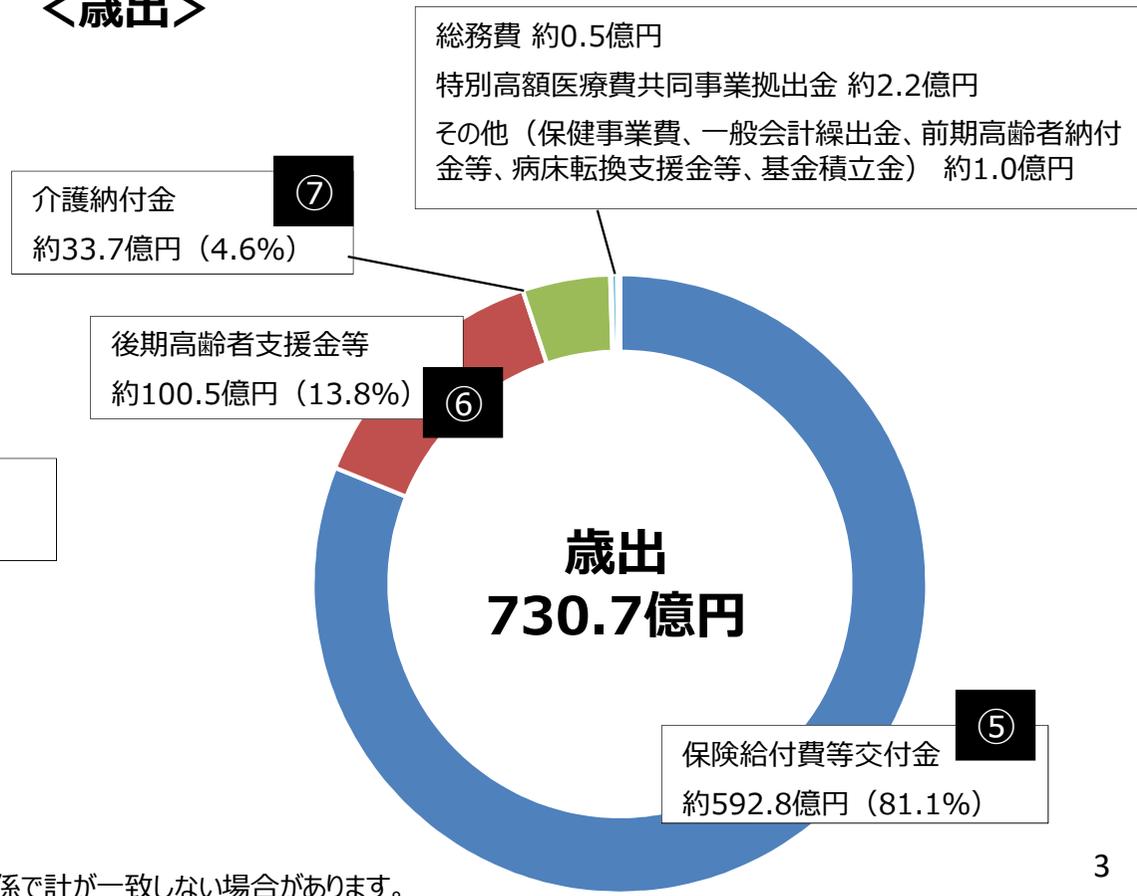
○歳出予算の主な内訳

- ⑤保険給付費等交付金：約592.8億円（同▲約15.5億円（▲2.5%））、
- ⑥後期高齢者支援金等：約100.5億円（同▲約2.2億円（▲2.1%））、⑦介護納付金：約33.7億円（同▲約2.2億円（▲6.1%））

<歳入>

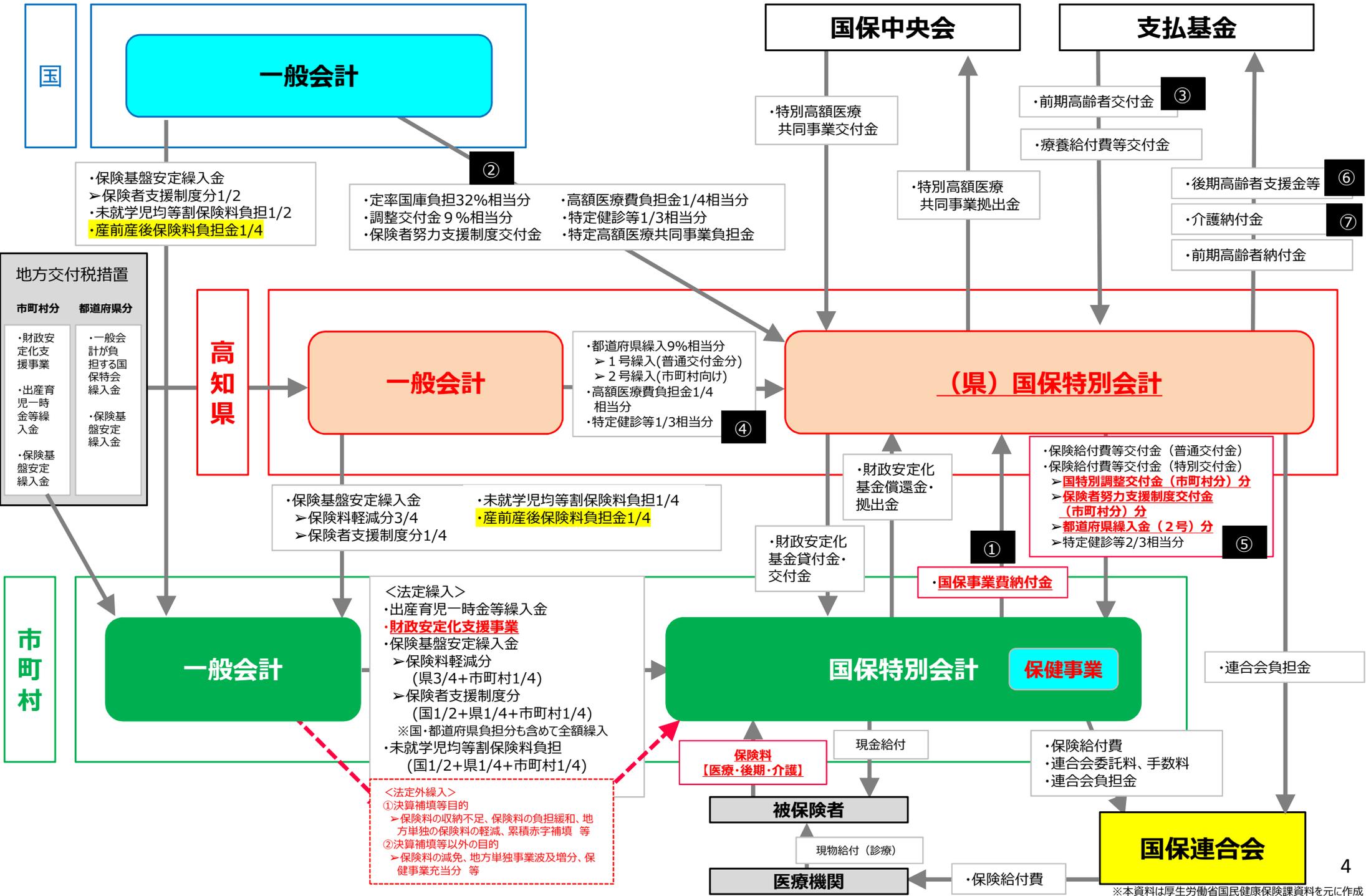


<歳出>



※端数処理の関係で計が一致しない場合があります。

(参考) 国民健康保険財政の仕組み



※本資料は厚生労働省国民健康保険課資料を元に作成

令和6年度 高知県国民健康保険事業特別会計 当初予算について

令和6年度 県国保特会の予算規模 73,071,675千円【対前年度当初比 2,232,459千円減、2.96%減】

<県国保特会からの主な歳出>

- 保険給付費等交付金（普通交付金）（市町村） 57,592,943千円
- 保険給付費等交付金（特別交付金）（市町村） 1,684,249千円
- 後期高齢者支援金等（社会保険診療報酬支払基金） 10,048,238千円
- 介護納付金（社会保険診療報酬支払基金） 3,370,944千円
- 被保険者の健康づくりと医療費適正化推進事業（県実施） 44,561千円

<県一般会計からの主な歳出>

- 保険基盤安定負担金 2,752,674千円
- 〔・保険料軽減分【県負担分3/4（市町村1/4）】（市町村） 2,350,568千円〕
- 〔・保険者支援分【県負担分1/4（国1/2、市町村1/4）】（市町村） 402,106千円〕

県版データヘルス計画に基づき、県と市町村が一体となって効率的かつ効果的な保健事業を実施。

歳出

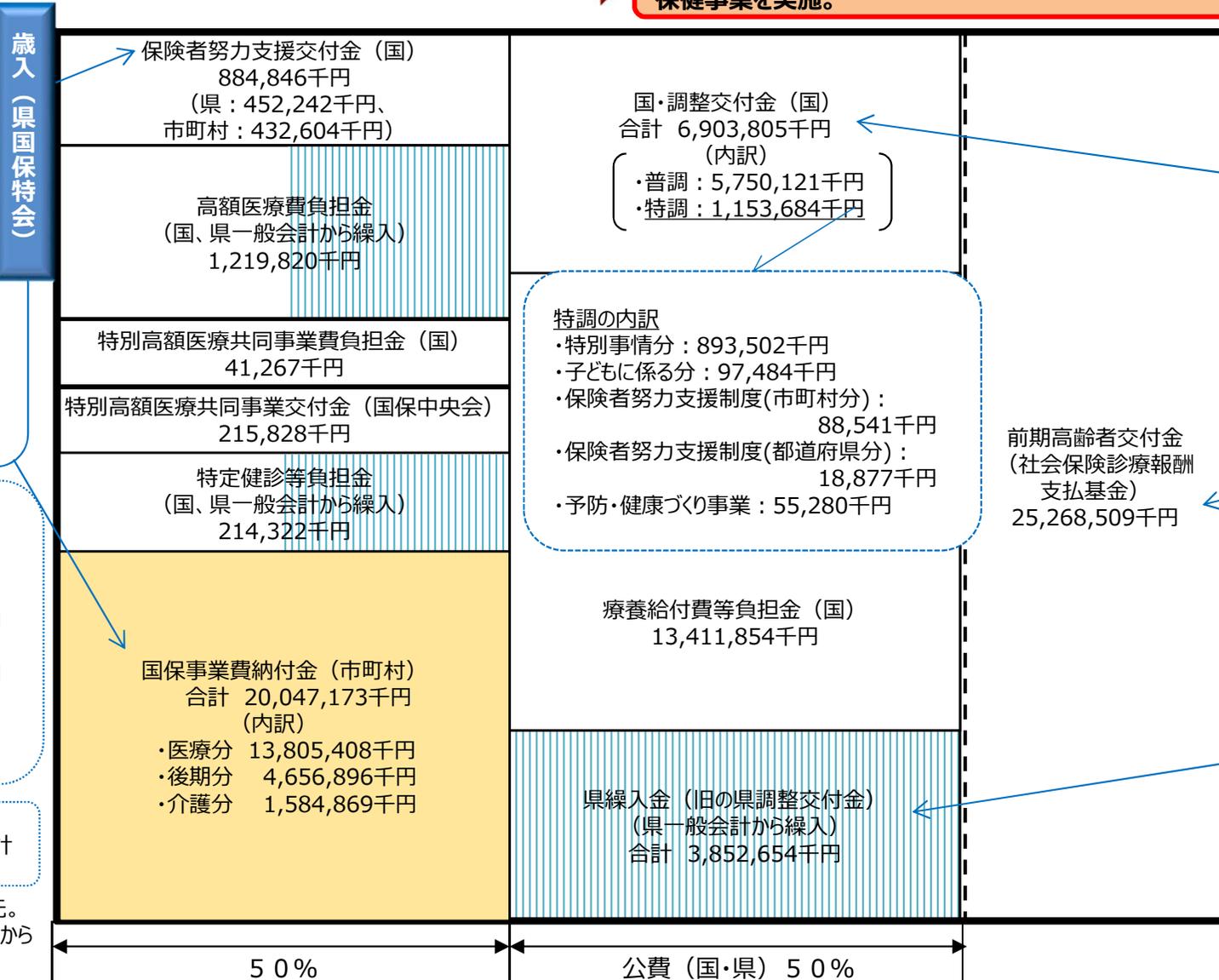
保険者努力支援交付金
○取組評価分：後発医薬品の使用割合や収納率の向上など、保険者としての努力を行う都道府県や市町村に対する交付金。
○事業費分：都道府県や市町村が行う予防・健康づくり事業に要する費用に対する交付金。

国保事業費納付金
○保険給付費等交付金（普通交付金）、後期高齢者支援金等、介護納付金、前期高齢者納付金の財源とするため、県が算定し、市町村が県に納付。
○各市町村は、この額等をもとに、国保料税率を決定し、賦課・徴収する。

一般会計繰入金
4,572,494千円（※2）
○県繰入金（旧の県調交）
：3,852,654千円（再掲）
○高額医療費負担金：609,910千円（再掲）
○特定健診等負担金：107,161千円（再掲）
○事務費等繰入金（総務費）：
2,769千円

一般会計繰出金 49,840千円
○予防・健康づくり事業の一部を一般会計で執行。

※1：（ ）書きは歳出先または歳入元。
※2：歳入の縦線部分は、県一般会計から国保特会への繰り入れ部分。



国・調整交付金
○普通調整交付金 財政力の不均衡等を調整するために交付。
○特別調整交付金 画一的な測定方法では措置できない特別事情を考慮して交付。

前期高齢者交付金
○国保・被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の加入割合の偏在による保険者間の財政の不均衡を、各保険者の前期高齢者の加入割合により調整。

県繰入金
○1号繰入金 一般会計から国保特会に繰入れ、保険給付費等交付金（普通交付金）の財源に充てる。

50%

公費（国・県）50%

令和6年度 高知県国保特別会計 当初予算総額(案) 73,071,675千円 【対前年度当初比 2,232,459千円減、2.96%減】

(金額単位：千円)

◆主な歳出 ※【 】内は歳出先		内容	R6当初(案)	R5当初	R5→R6増減額	5→6増減率	増減要因など
保険給付費等交付金		※以下のとおり。	59,277,192	60,825,322	▲1,548,130	▲2.5%	
内訳	①普通交付金【市町村】	各市町村の保険給付に要する費用を交付。	57,592,943	58,918,973	▲1,326,030	▲2.3%	被保険者数の減少。
	②特別交付金【市町村】 (※4区分の計)	市町村の個別の事情に応じて交付。	1,684,249	1,906,349	▲222,100	▲11.7%	国特調のメニュー(都道府県化に係る激変緩和措置関係)の減少。 ※4区分：国特調、保険者努力支援、県2号繰入金、特定健診等負担金
③後期高齢者支援金等【社会保険診療報酬支払基金(【支払基金】)】		後期高齢者医療制度への支え合いのための経費。	10,048,238	10,264,207	▲215,969	▲2.1%	被保険者数の減少。
④介護納付金【支払基金】		介護保険制度への支え合いのための経費。	3,370,944	3,588,113	▲217,169	▲6.1%	被保険者数の減少。
⑤保健事業費		被保険者の健康づくりと医薬品の適正使用に向けた取組	44,561	48,060	▲3,499	▲7.3%	医療費適正化推進事業(R5新規事業)の事業量の減少。 (R5：様式作成等→R6：進捗管理)
⑥国保財政調整基金積立金		基金への積立金	1,430	215,913	▲214,483	▲99.3%	激変緩和縮減分の積立での終了。

◆主な歳入 ※【 】内は歳入元		内容	R6当初(案)	R5当初	R5→R6増減額	5→6増減率	増減要因など
(1)国保事業費納付金【市町村】			20,047,172	20,438,866	▲391,694	▲1.9%	
内訳	・医療給付費分	・市町村の医療に要する費用を賄うための「保険給付費等交付金」に充てるため、県が県全体の保険給付費等の見込みに基づき算定。 ・各市町村の所得水準、被保険者数などに応じて配分する。	13,805,408	14,050,463	▲245,055	▲1.7%	・保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金の減少。 ・前期高齢者交付金の減少。 ・基金を活用して抑制。
	・後期高齢者支援金等分		4,656,895	4,710,464	▲53,569	▲1.1%	
	・介護納付金分		1,584,869	1,677,939	▲93,070	▲5.5%	
(2)前期高齢者交付金【支払基金】		前期高齢者の加入率の偏在による不均衡を全保険者で調整。当該年度は概算交付され、2年後に精算する方式。 ※国係数により算定。	25,268,509	28,375,210	▲3,106,701	▲10.9%	県国保被保険者数に占める前期高齢者数(推計)の減少。 R5推計：72,077人 R6推計：67,750人(▲4,327人)
(3)療養給付費等負担金【国】		保険給付費から前期高齢者交付金などを控除した額の32%を国から交付。	13,411,854	12,954,358	457,496	3.5%	前期高齢者交付金の減少に伴う国負担対象額の増加。
(4)国民健康保険財政調整交付金【国】		都道府県間の財政力の不均衡などを調整。(全国平均で保険給付費等の9%。 (普調は7%、特調は2%))	6,903,805	6,782,454	121,351	1.8%	・普調：5,750,121千円 ・特調：1,153,684千円
(5)高額医療費負担金【国】		1件80万円超のレセプトの発生による国保財政への影響の緩和を図るため、対象経費の1/4を負担。	609,910	616,619	▲6,709	▲1.1%	高額な医療費の減少。
(6)国民健康保険保険者努力支援制度交付金【国】		個人へのインセンティブの提供など、保険者としての努力を行う都道府県や市町村に交付。	884,846	811,396	73,450	9.1%	市町村分の増加。
(7)特定健康診査等負担金【国】		特定健康診査・特定保健指導に要する経費の1/3を負担。	107,161	114,319	▲7,158	▲6.3%	対象者数の減少。
(8)一般会計繰入金		※以下のとおり。	4,572,494	4,492,830	79,664	1.8%	
主なもの	・県・繰入金(旧の県調整交付金)	保険給付費から前期高齢者交付金などを控除した額の9%を一般会計から繰入。	3,852,654	3,759,235	93,419	2.9%	保険給付費の減少。
	・高額医療費負担金(県)	1件80万円超のレセプトの発生による国保財政への影響の緩和を図るため、対象経費の1/4を負担。	609,910	616,619	▲6,709	▲1.1%	高額な医療費の減少。
	・特定健康診査等負担金(県)	特定健康診査・特定保健指導に要する経費の1/3を負担。	107,161	114,319	▲7,158	▲6.3%	対象者数の減少。
(9)基金繰入金		国保財政調整基金の活用により、国保事業費納付金を抑制。	957,000	396,585	560,415	141.3%	・激変緩和措置：641,000千円 ・上昇抑制：316,000千円

2. 令和6年度（令和5年度算定） 国保事業費納付金の本算定結果について

国民健康保険事業費納付金について

■ 国民健康保険事業費納付金とは

○ 国民健康保険保険給付費等交付金を賄うために都道府県が市町村から徴収するもの。

改革後の国保財政の仕組み(イメージ)

厚生労働省資料

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※ 都道府県にも国保特別会計を設置

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

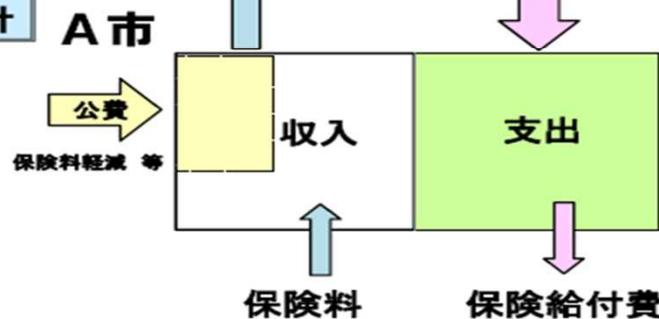
現行

改革後

都道府県の国保特別会計

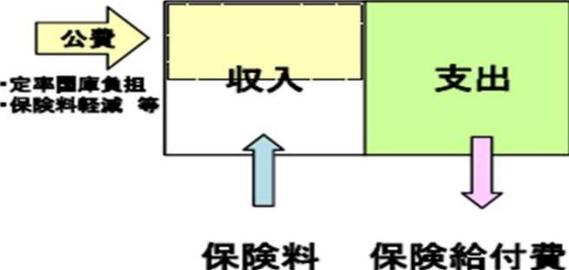


市町村の国保特別会計



- ① 保険給付に必要な費用を、全額、市町村へ交付
- ② 災害等による保険料の減免額等が多額であることや、市町村における保健事業を支援するなど、市町村に特別な事情がある場合に、その事情を考慮して交付

市町村の国保特別会計



<算定結果の概要>

- 納付金総額：約200.5億円
 (前年度との差：▲約3.9億円 (▲1.9%))
- 被保険者1人当たりの納付金額：145,421円
 (前年度との差：+7,976円 (+5.8%))
- 市町村毎の納付金総額：増加 12市町村、減少 22市町村
 ※被保険者一人当たりでは、増加 32市町村、減少 2市町村
- 県基金の活用
 - ・激変緩和措置（マクロベース）：約1.9億円
 - ・激変緩和措置（ミクロベース）：約4.5億円（18市町村が対象）
 - ・納付金水準の調整（抑制）：約3.2億円

小計：約6.4億円

総計：約9.6億円



【参考①】算定の基礎となる数値 ※ () 内は前年度の本算定結果との差、増減率

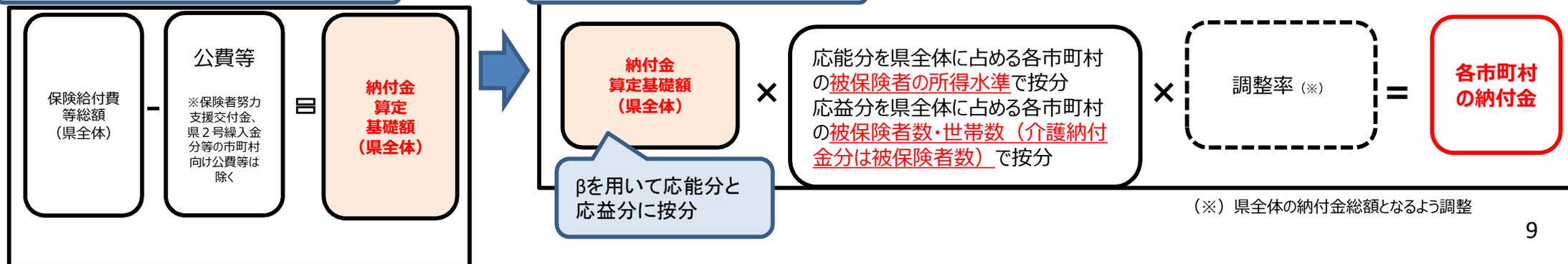
被保険者数：137,856人 (▲10,850人、▲7.3%)
 所得（医療分）：約666億円 (▲約43億円、▲6.1%)
 保険給付費：416,396円/人 (+21,288円/人、+5.4%)

<参考> R5実績見込み410,575円/人
R5実績見込みとの比較 (+5,821円/人、+1.4%)

【参考②】納付金の算定式の概要

①県全体の納付金収納必要総額を算定

②各市町村ごとの納付金額を算定



参考資料（国保事業費納付金関係）

R6本算定（激変緩和措置前）の内容について

1. 一人当たり納付金額の主な増要因（R5本算定比）

①普通交付金（保険給付費と連動）のR5上半期実績額がR4上半期実績額を上回っているため、R6一人当たり保険給付費が増加（+21,288円）すると見込んでいること。

②前期高齢者交付金が減少（約31億円）していること。

③出産育児諸費、葬祭諸費及び特定健康診査等に要する費用（約7億円）を新たに加算項目としたこと。

※当該経費は、普通交付金により、その全額を市町村に対して財源措置が講じられるため、市町村の負担は変化しない。



2. マクロベースの激変緩和措置の適用状況

○マクロベースの激変緩和措置を実施することにより、納付金総額を圧縮。

・将来推計におけるR6一人当たり納付金額と本算定におけるR6一人当たり納付金額（マクロベースの激変緩和前）が同額となるように差額を調整。

・将来推計におけるR6一人当たり納付金額は、R12将来推計の結果を基として年度間の増加額が一定になる線形補間により推計したもの。



○マクロベースの激変緩和措置を実施：約1.9億円

マイクロベースの激変緩和措置の適用状況（円）

高知市	0
室戸市	0
安芸市	0
南国市	0
土佐市	0
須崎市	63,575,902
土佐清水市	35,455,935
宿毛市	51,422,331
四万十市	124,366,684
香南市	31,085,600
香美市	0
東洋町	0
奈半利町	0
田野町	0
安田町	0
北川村	137,676
馬路村	251,290
芸西村	0
大川村	0
土佐町	3,576,066
本山町	4,431,042
大豊町	0
佐川町	0
越知町	10,555,076
中土佐町	0
日高村	2,001,280
梶原町	6,798,564
大月町	15,182,717
三原村	3,358,690
いの町	0
津野町	10,931,760
仁淀川町	8,487,225
四万十町	50,094,209
黒潮町	26,049,569
県計	447,761,616

総括

- 算定方式の変更に伴う納付金額の増額及び激変緩和措置
 - 医療費指数反映係数 α を1から0に変更したことに伴い、医療費が低い傾向にある市町村を中心として激変緩和措置を適用。
- 算定方式の変更に伴う納付金額の減額
 - 医療費指数反映係数 α を1から0に変更したことに伴い、医療費が高い傾向にある市町村を中心として納付金額が減額。

激変緩和（マイクロベース）財源に係る取扱いの変更

- 当初予定していた取扱い
 - 県繰入金と県基金を主に活用する。
- 取扱いの変更
 - 市町村からの、「県の基金に多額の残高がある状況では、市町村における保険料（税）額の改定に支障が生じる。」旨の指摘を受けて、全額を基金の取り崩しにより賄うこととする。
 ※県繰入金は、その全額を1号分として、納付金総額の圧縮に活用。

激変緩和（マイクロベース）財源の確保

- マイクロベースの激変緩和措置は、基本方針でも確認した合意事項であり、優先的にその実施や財源は確保されるべきものと考えている。したがって、マイクロベースの激変緩和措置の財源は、基金の運用上の優先考慮事項と位置付けている。
 ※基金残高の推移を確認しながら、毎年度の激変緩和措置等を講じていく。

令和6年度納付金本算定における 水準の調整（抑制）について

1. 水準調整の実施について

(1) 市町村からの要望

令和6年度(令和5年度算定)国保事業費納付金水準の調整に係る市町村意見照会(令和5年12月21日付け5高国保第823号)に対し、次の意見をいただいた。

- ・ 納付金水準を下げるためにも、基金を活用していただきたい。
- ・ (激変緩和総額について)10.2億円(仮算定時のマクロ・ミクロの基金活用額)は確保していただきたい。

また、従来より、「県の財政調整基金に多額の残高がある状況では、保険料(税)の改定に支障がある。」旨の指摘をいただいている。

(2) 県国保財政調整基金の処分要件

基金の処分については、県国保財政調整基金条例第4条第2号で、「市町村に対し、国民健康保険の保険料(税)の水準の著しい上昇の抑制その他に必要な費用に充てるとき」と規定されている。

- ⇒ 下表のとおり、一人当たり納付金額の対前年度伸率(R5本算定 → R6本算定(旧算定方式))は、+5.6%の状況。
- ⇒ 納付金水準が著しく上昇しており、保険料(税)についても、「水準の著しい上昇」に該当する状況にあると考えられる。

(3) 留意事項: 水準調整の実施に伴う翌年度への影響

当該年度の実施額が翌年度の水準の著しい上昇の要因となる。

- ⇒ R6納付金の水準を将来推計に基づくマクロの調整より更に下方調整 ⇒ R6納付金と比較してR7納付金水準が著しい上昇となる可能性

(4) 方針案

R6納付金に係る水準の調整は、次の考え方により実施する。

- ① 1(2)の対前年度伸率(+5.6%)と将来推計上の対前年度伸率(+2.5%)の乖離値(+3.1%)を対象とする。
- ② 調整率は、50%とする。

- ⇒ 来年度も同様の状況(R7一人当たり納付金額の対前年度伸率が将来推計上の対前年度伸率を著しく上回る状況)が生じた場合は、同様の調整を検討。

(金額単位:円)

	令和5年度 本算定 A	令和6年度 本算定 (旧算定方式) B	伸率 C=A/B	伸率 (R5→R6将来推計値) D	乖離値 E=D-C	乖離値 (調整後) F=E×50%	調整額 B×F
医療分	14,050,463,107	13,775,528,569	—	—	—	—	217,458,299
後期分	4,710,464,458	4,656,895,989	—	—	—	—	73,513,018
介護分	1,677,943,523	1,584,868,595	—	—	—	—	25,018,483
合計	20,438,871,088	20,017,293,153	—	—	—	—	315,989,800
被保険者数	148,706	137,856	—	—	—	—	137,856
一人当たり納付金額	137,445	145,204	105.6%	102.5%	3.157%	1.579%	—

※ 令和6年度 本算定(旧算定方式)は、マクロベース・ミクロベースの激変緩和措置後の数値。

※ 水準の調整は、医療分・後期分・介護分について、医療分においてまとめて行う。

※ 表示は小数点第3位まで等としているが、途中の端数処理は行っていない。

2. その他

マクロ・ミクロの調整及び1(4)の調整を実施することで、県国保財政調整基金の残高は、(R5末残高)49.4億円 → (R6末残高)39.8億円となる見込み。

令和6年度の国保事業費納付金（総額）の本算定結果（上昇抑制あり）について

【留意事項】

▼ここで示す額は、令和5年12月に国から示された確定係数に基づき算定した「納付金総額」にマクロベース・マイクロベースの激変緩和措置に加え、県基金の一部（約3.2億円）を取り崩して算定したもの。

▼被保険者が市町村に納める保険料税額ではないことに留意すること。

（金額単位：円）

No.	保険者名	①R6本算定（激変緩和措置後）				②R5本算定（激変緩和措置後）				③差額（①-②）				④増減率（③/②）			
		医療分	後期分	介護分	合計額	医療分	後期分	介護分	合計額	医療分	後期分	介護分	合計額	医療分	後期分	介護分	合計額
1	高知市	5,718,863,878	1,858,550,711	637,040,239	8,214,454,828	5,813,361,556	1,879,158,279	678,782,056	8,371,301,891	▲ 94,497,678	▲ 20,607,568	▲ 41,741,817	▲ 156,847,063	▲ 1.6%	▲ 1.1%	▲ 6.1%	▲ 1.9%
2	香戸市	334,549,122	101,338,485	37,643,981	473,531,588	354,300,349	106,150,423	38,116,345	498,567,117	▲ 19,751,227	▲ 4,811,938	▲ 472,364	▲ 25,035,529	▲ 5.6%	▲ 4.5%	▲ 1.2%	▲ 5.0%
3	安芸市	467,846,304	163,797,441	63,985,144	695,628,889	500,197,778	168,349,743	68,791,046	737,338,567	▲ 32,351,474	▲ 4,552,302	▲ 4,805,902	▲ 41,709,678	▲ 6.5%	▲ 2.7%	▲ 7.0%	▲ 5.7%
4	南国市	886,516,247	287,795,991	95,522,199	1,269,834,437	900,391,390	288,800,223	100,026,133	1,289,217,746	▲ 13,875,143	▲ 1,004,232	▲ 4,503,934	▲ 19,383,309	▲ 1.5%	▲ 0.3%	▲ 4.5%	▲ 1.5%
5	土佐市	632,194,237	204,708,870	73,399,210	910,302,317	658,636,150	210,062,193	77,246,688	945,945,031	▲ 26,441,913	▲ 5,353,323	▲ 3,847,478	▲ 35,642,714	▲ 4.0%	▲ 2.5%	▲ 5.0%	▲ 3.8%
6	須崎市	464,707,805	176,955,488	62,711,086	704,374,379	471,161,766	175,949,983	63,940,182	711,051,931	▲ 6,453,961	1,005,505	▲ 1,229,096	▲ 6,677,552	▲ 1.4%	0.6%	▲ 1.9%	▲ 0.9%
7	土佐清水市	295,984,098	105,817,393	35,420,337	437,221,828	287,522,109	105,082,951	36,472,480	429,077,540	8,461,989	734,442	▲ 1,052,143	8,144,288	2.9%	0.7%	▲ 2.9%	1.9%
8	宿毛市	405,935,150	145,860,929	49,541,621	601,337,700	399,851,190	147,337,015	52,304,424	599,492,629	6,083,960	▲ 1,476,086	▲ 2,762,803	1,845,071	1.5%	▲ 1.0%	▲ 5.3%	0.3%
9	四万十市	548,322,033	226,837,739	77,275,020	852,434,792	568,446,797	232,615,071	82,550,352	883,612,220	▲ 20,124,764	▲ 5,777,332	▲ 5,275,332	▲ 31,177,428	▲ 3.5%	▲ 2.5%	▲ 6.4%	▲ 3.5%
10	香南市	695,433,409	237,720,330	81,785,674	1,014,939,413	698,393,307	241,763,274	89,421,858	1,029,578,439	▲ 2,959,898	▲ 4,042,944	▲ 7,636,184	▲ 14,639,026	▲ 0.4%	▲ 1.7%	▲ 8.5%	▲ 1.4%
11	香美市	573,205,686	186,577,340	61,114,922	820,897,948	572,863,263	184,811,540	60,343,266	818,018,069	342,423	1,765,800	771,656	2,879,879	0.1%	1.0%	1.3%	0.4%
12	東洋町	59,542,270	18,510,972	6,826,080	84,879,322	67,176,937	19,540,066	7,016,545	93,733,548	▲ 7,634,667	▲ 1,029,094	▲ 190,465	▲ 8,854,226	▲ 11.4%	▲ 5.3%	▲ 2.7%	▲ 9.4%
13	奈半利町	73,052,278	23,516,712	7,382,240	103,951,230	74,512,631	24,511,592	8,624,732	107,648,955	▲ 1,460,353	▲ 994,880	▲ 1,242,492	▲ 3,697,725	▲ 2.0%	▲ 4.1%	▲ 14.4%	▲ 3.4%
14	田野町	61,527,986	20,156,341	6,871,925	88,556,252	66,609,766	19,980,784	7,210,680	93,801,230	▲ 5,081,780	175,557	▲ 338,755	▲ 5,244,978	▲ 7.6%	0.9%	▲ 4.7%	▲ 5.6%
15	安田町	63,412,828	20,718,671	7,376,984	91,508,483	69,813,923	23,274,371	8,591,083	101,679,377	▲ 6,401,095	▲ 2,555,700	▲ 1,214,099	▲ 10,170,894	▲ 9.2%	▲ 11.0%	▲ 14.1%	▲ 10.0%
16	北川村	29,093,789	9,704,138	2,955,358	41,753,285	29,143,595	9,452,493	3,155,406	41,751,494	▲ 49,806	251,645	▲ 200,048	1,791	▲ 0.2%	2.7%	▲ 6.3%	0.0%
17	馬路村	14,701,118	5,311,475	1,214,875	21,227,468	13,909,069	5,644,524	1,473,944	21,027,537	792,049	▲ 333,049	▲ 259,069	199,931	5.7%	▲ 5.9%	▲ 17.6%	1.0%
18	芸西村	140,002,288	50,030,564	19,306,125	209,338,977	148,375,214	46,902,464	20,306,561	215,584,239	▲ 8,372,926	3,128,100	▲ 1,000,436	▲ 6,245,262	▲ 5.6%	6.7%	▲ 4.9%	▲ 2.9%
19	大川村	6,804,355	2,407,062	529,568	9,740,985	5,962,057	2,597,507	616,576	9,176,140	842,298	▲ 190,445	▲ 87,008	564,845	14.1%	▲ 7.3%	▲ 14.1%	6.2%
20	土佐町	72,096,114	25,170,087	7,441,958	104,708,159	72,480,453	25,138,574	8,137,060	105,756,087	▲ 384,339	31,513	▲ 695,102	▲ 1,047,928	▲ 0.5%	0.1%	▲ 8.5%	▲ 1.0%
21	本山町	64,737,705	23,969,760	7,694,035	96,401,500	61,821,264	23,987,950	7,929,190	93,738,404	2,916,441	▲ 18,190	▲ 235,155	2,663,096	4.7%	▲ 0.1%	▲ 3.0%	2.8%
22	大豊町	81,057,358	23,891,886	6,629,179	111,578,423	90,547,378	23,980,488	7,054,562	121,582,428	▲ 9,490,020	▲ 88,602	▲ 425,383	▲ 10,004,005	▲ 10.5%	▲ 0.4%	▲ 6.0%	▲ 8.2%
23	佐川町	274,791,084	88,681,491	27,696,994	391,169,569	282,835,403	87,433,057	29,509,689	399,778,149	▲ 8,044,319	1,248,434	▲ 1,812,695	▲ 8,608,580	▲ 2.8%	1.4%	▲ 6.1%	▲ 2.2%
24	越知町	112,539,580	40,629,567	13,933,430	167,102,577	107,718,804	39,411,533	13,800,967	160,931,304	4,820,776	1,218,034	132,463	6,171,273	4.5%	3.1%	1.0%	3.8%
25	中土佐町	160,222,067	52,543,464	16,659,367	229,424,898	162,722,289	52,359,086	16,955,914	232,037,289	▲ 2,500,222	184,378	▲ 296,547	▲ 2,612,391	▲ 1.5%	0.4%	▲ 1.7%	▲ 1.1%
26	日高村	102,435,674	34,753,830	11,157,179	148,346,683	103,579,205	35,948,536	11,884,482	151,412,223	▲ 1,143,531	▲ 1,194,706	▲ 727,303	▲ 3,065,540	▲ 1.1%	▲ 3.3%	▲ 6.1%	▲ 2.0%
27	梶原町	70,749,626	25,084,911	7,328,709	103,163,246	66,195,106	24,075,620	6,189,047	96,459,773	4,554,520	1,009,291	1,139,662	6,703,473	6.9%	4.2%	18.4%	6.9%
28	大月町	119,267,266	44,456,947	14,779,790	178,504,003	117,137,541	43,996,138	16,255,014	177,388,693	2,129,725	460,809	▲ 1,475,224	1,115,310	1.8%	1.0%	▲ 9.1%	0.6%
29	三原村	36,736,221	13,578,053	4,456,054	54,770,328	32,344,773	11,952,346	4,321,682	48,618,801	4,391,448	1,625,707	134,372	6,151,527	13.6%	13.6%	3.1%	12.7%
30	いの町	469,784,837	152,538,480	45,894,450	668,217,767	460,390,541	154,569,520	47,401,299	662,361,360	9,394,296	▲ 2,031,040	▲ 1,506,849	5,856,407	2.0%	▲ 1.3%	▲ 3.2%	0.9%
31	津野町	103,046,644	37,874,450	11,896,118	152,817,212	104,112,287	38,051,073	12,961,731	155,125,091	▲ 1,065,643	▲ 176,623	▲ 1,065,613	▲ 2,307,879	▲ 1.0%	▲ 0.5%	▲ 8.2%	▲ 1.5%
32	仁淀川町	93,324,346	32,251,362	9,322,892	134,898,600	93,181,041	32,229,500	9,944,486	135,355,027	143,305	21,862	▲ 621,594	▲ 456,427	0.2%	0.1%	▲ 6.3%	▲ 0.3%
33	四万十町	342,963,699	129,607,369	42,763,386	515,334,454	357,799,675	136,603,097	48,671,118	543,073,890	▲ 14,835,976	▲ 6,995,728	▲ 5,907,732	▲ 27,739,436	▲ 4.1%	▲ 5.1%	▲ 12.1%	▲ 5.1%
34	黒潮町	229,961,712	85,547,690	29,312,476	344,821,878	236,968,500	88,748,158	31,932,181	357,648,839	▲ 7,006,788	▲ 3,200,468	▲ 2,619,705	▲ 12,826,961	▲ 3.0%	▲ 3.6%	▲ 8.2%	▲ 3.6%
	県計	13,805,408,814	4,656,895,999	1,584,868,605	20,047,173,418	14,050,463,107	4,710,469,172	1,677,938,779	20,438,871,058	▲ 245,054,293	▲ 53,573,173	▲ 93,070,174	▲ 391,697,640	▲ 1.7%	▲ 1.1%	▲ 5.5%	▲ 1.9%

令和6年度の国保事業費納付金（一般被保険者1人当たり）の本算定結果（上昇抑制あり）について

【留意事項】

▼ここで示す額は、令和5年12月に国から示された確定係数に基づき算定した「納付金総額」にマクロベース・マイクロベースの激変緩和措置に加え、県基金の一部（約3.2億円）を取り崩しで算定したものです。

▼被保険者が市町村に納める保険料税額ではないことに留意すること。

（金額単位：円）

No.	保険者名	①R6本算定（激変緩和措置後）				②R5本算定（激変緩和措置後）				③差額（①-②）				④増減率（③/②）			
		医療分	後期分	介護分	合計額	医療分	後期分	介護分	合計額	医療分	後期分	介護分	合計額	医療分	後期分	介護分	合計額
1	高知市	105,159	34,175	33,709	151,048	99,179	32,059	34,437	142,818	5,980	2,116	▲ 727	8,230	6.0%	6.6%	▲ 2.1%	5.8%
2	室戸市	102,938	31,181	32,649	145,702	102,163	30,609	33,524	143,762	775	573	▲ 875	1,940	0.8%	1.9%	▲ 2.6%	1.3%
3	安芸市	102,306	35,818	38,826	152,117	103,176	34,726	39,535	152,091	▲ 870	1,093	▲ 709	25	▲ 0.8%	3.1%	▲ 1.8%	0.0%
4	南国市	102,298	33,210	33,753	146,531	97,901	31,402	34,671	140,178	4,398	1,808	▲ 918	6,353	4.5%	5.8%	▲ 2.6%	4.5%
5	土佐市	103,554	33,531	34,819	149,108	100,295	31,988	35,696	144,045	3,259	1,544	▲ 877	5,062	3.2%	4.8%	▲ 2.5%	3.5%
6	須崎市	92,553	35,243	38,663	140,286	85,278	31,846	37,678	128,697	7,275	3,397	984	11,588	8.5%	10.7%	2.6%	9.0%
7	土佐清水市	89,448	31,979	33,384	132,131	82,267	30,067	32,858	122,769	7,182	1,912	526	9,362	8.7%	6.4%	1.6%	7.6%
8	宿毛市	89,433	32,135	33,094	132,482	82,291	30,322	33,854	123,378	7,142	1,813	▲ 760	9,105	8.7%	6.0%	▲ 2.2%	7.4%
9	四万十市	80,494	33,300	33,194	125,137	74,258	30,387	33,233	115,429	6,235	2,912	▲ 39	9,708	8.4%	9.6%	▲ 0.1%	8.4%
10	香南市	101,791	34,795	35,997	148,557	92,946	32,175	35,999	137,021	8,845	2,620	▲ 2	11,535	9.5%	8.1%	▲ 0.0%	8.4%
11	香美市	102,854	33,479	35,615	147,299	97,293	31,388	34,286	138,930	5,561	2,091	1,329	8,369	5.7%	6.7%	3.9%	6.0%
12	東洋町	104,644	32,532	37,098	149,173	105,957	30,820	32,635	147,845	▲ 1,314	1,712	4,463	1,328	▲ 1.2%	5.6%	13.7%	0.9%
13	奈半利町	93,417	30,073	30,380	132,930	91,539	30,113	33,045	132,247	1,878	▲ 40	▲ 2,665	683	2.1%	▲ 0.1%	▲ 8.1%	0.5%
14	田野町	96,742	31,692	31,379	139,239	100,924	30,274	34,013	142,123	▲ 4,182	1,418	▲ 2,634	▲ 2,884	▲ 4.1%	4.7%	▲ 7.7%	▲ 2.0%
15	安田町	97,558	31,875	33,995	140,782	95,505	31,839	33,691	139,096	2,054	36	305	1,686	2.2%	0.1%	0.9%	1.2%
16	北川村	97,630	32,564	33,584	140,112	89,673	29,085	31,873	128,466	7,958	3,480	1,711	11,646	8.9%	12.0%	5.4%	9.1%
17	馬路村	113,086	40,858	32,834	163,288	98,646	40,032	36,849	149,131	14,440	825	▲ 4,014	14,157	14.6%	2.1%	▲ 10.9%	9.5%
18	芸西村	111,378	39,802	43,190	166,539	119,561	37,794	45,839	173,718	▲ 8,183	2,007	▲ 2,648	▲ 7,180	▲ 6.8%	5.3%	▲ 5.8%	▲ 4.1%
19	大川村	91,951	32,528	33,098	131,635	79,494	34,633	34,254	122,349	12,457	▲ 2,106	▲ 1,156	9,286	15.7%	▲ 6.1%	▲ 3.4%	7.6%
20	土佐町	97,296	33,968	35,607	141,307	88,069	30,545	33,624	128,501	9,227	3,423	1,983	12,806	10.5%	11.2%	5.9%	10.0%
21	本山町	93,417	34,588	34,502	139,108	83,769	32,504	33,456	127,017	9,648	2,084	1,046	12,091	11.5%	6.4%	3.1%	9.5%
22	大豊町	103,258	30,436	29,595	142,138	105,165	27,852	29,517	141,211	▲ 1,908	2,584	78	927	▲ 1.8%	9.3%	0.3%	0.7%
23	佐川町	104,048	33,579	35,238	148,114	101,157	31,271	35,383	142,982	2,891	2,308	▲ 145	5,132	2.9%	7.4%	▲ 0.4%	3.6%
24	越知町	92,931	33,550	34,660	137,987	84,485	30,911	35,570	126,221	8,446	2,639	▲ 909	11,767	10.0%	8.5%	▲ 2.6%	9.3%
25	中土佐町	104,584	34,297	35,827	149,755	101,574	32,684	33,844	144,842	3,009	1,614	1,982	4,913	3.0%	4.9%	5.9%	3.4%
26	日高村	96,637	32,787	33,505	139,950	87,115	30,234	33,763	127,344	9,523	2,552	▲ 258	12,606	10.9%	8.4%	▲ 0.8%	9.9%
27	梶原町	92,847	32,920	34,569	135,385	83,791	30,475	31,577	122,101	9,056	2,444	2,993	13,284	10.8%	8.0%	9.5%	10.9%
28	大月町	89,607	33,401	32,991	134,113	82,491	30,983	35,108	124,922	7,116	2,418	▲ 2,117	9,191	8.6%	7.8%	▲ 6.0%	7.4%
29	三原村	93,955	34,726	31,603	140,078	86,483	31,958	36,014	129,997	7,471	2,768	▲ 4,411	10,081	8.6%	8.7%	▲ 12.2%	7.8%
30	いの町	102,506	33,284	32,829	145,804	94,497	31,726	33,125	135,953	8,009	1,557	▲ 296	9,851	8.5%	4.9%	▲ 0.9%	7.2%
31	津野町	90,870	33,399	34,784	134,759	83,624	30,563	36,105	124,598	7,246	2,836	▲ 1,321	10,161	8.7%	9.3%	▲ 3.7%	8.2%
32	仁淀川町	92,860	32,091	33,657	134,227	83,947	29,036	33,825	121,941	8,913	3,055	▲ 168	12,286	10.6%	10.5%	▲ 0.5%	10.1%
33	四万十町	88,188	33,327	36,271	132,511	81,226	31,011	36,241	123,286	6,962	2,316	30	9,225	8.6%	7.5%	0.1%	7.5%
34	黒潮町	87,140	32,417	33,654	130,664	80,220	30,043	33,755	121,073	6,920	2,373	▲ 101	9,591	8.6%	7.9%	▲ 0.3%	7.9%
	県計	100,144	33,781	34,383	145,421	94,485	31,676	34,808	137,445	5,659	2,104	▲ 425	7,976	6.0%	6.6%	▲ 1.2%	5.8%

※医療・後期・全体は被保険者総数で算出、介護分は介護第2号被保険者数で算出

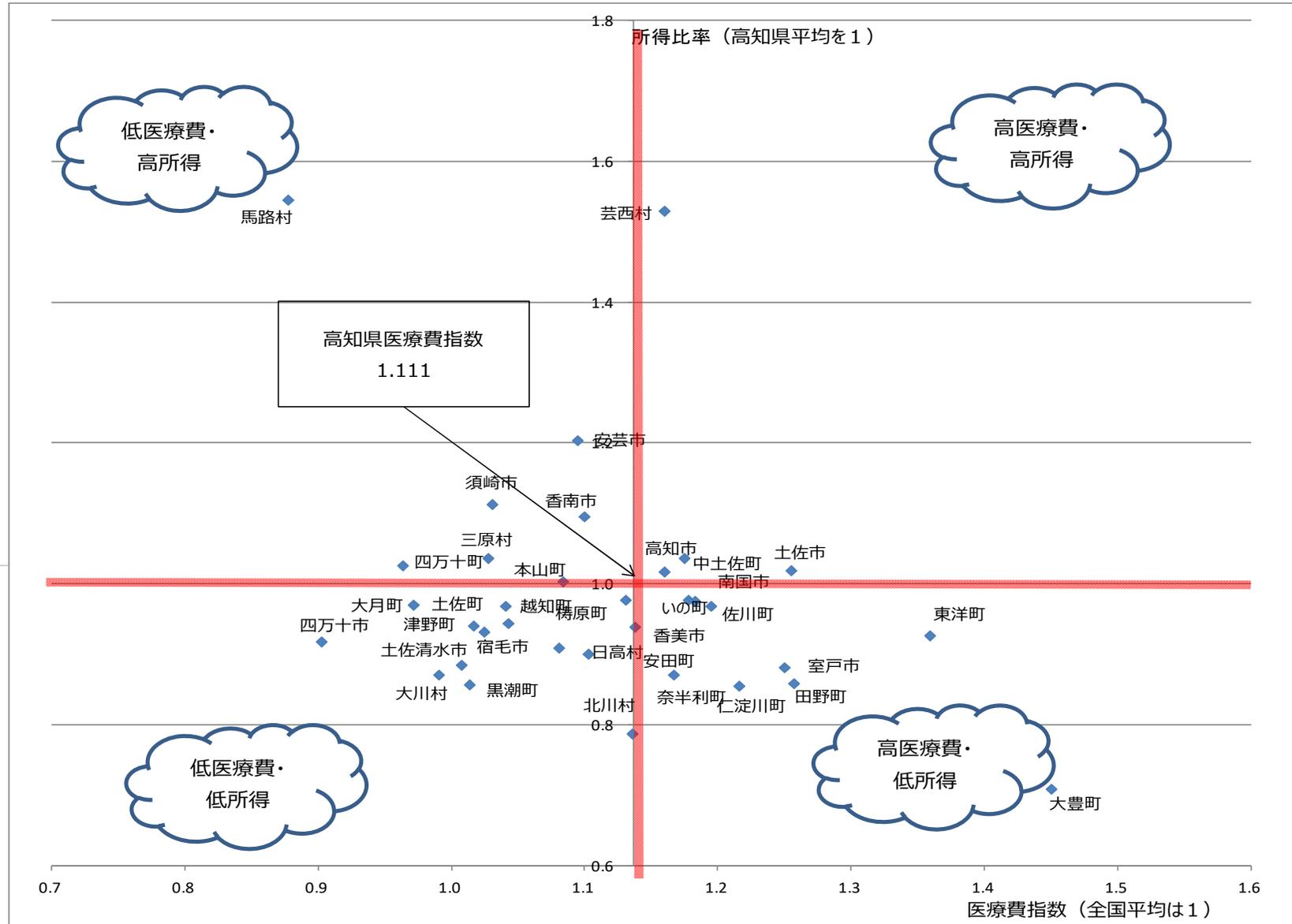
※合計額（医療分、後期分、介護分の合計）は、医療分と後期分と介護分の合計額を一般被保険者数で除しているため、医療分、後期分、介護分の合計額とは一致しない。

令和6年度 国保事業費納付金の本算定

「医療費指数（年齢調整後）」（令和2年度～令和4年度の平均）と「所得」（令和3年度～令和5年度の平均）について

※数値は、「国保事業費納付金等算定標準システム」から引用。

	医療費指数 (R2～R4 平均)		所得比率 (R3～R5 医療分平均)	
	X	順位	Y	順位
高知市	1.159	13	1.016	10
室戸市	1.257	3	0.857	30
安芸市	1.095	19	1.202	3
南国市	1.178	9	0.975	13
土佐市	1.255	4	1.017	9
須崎市	1.031	24	1.111	4
四万十市	0.903	33	0.916	23
土佐清水市	1.013	28	0.856	31
宿毛市	1.025	26	0.930	21
東洋町	1.359	2	0.926	22
奈半利町	1.136	15	0.786	33
田野町	1.250	5	0.880	27
安田町	1.167	11	0.870	28
北川村	1.102	17	0.899	25
馬路村	0.878	34	1.544	1
芸西村	1.159	12	1.528	2
香美市	1.183	8	0.974	14
香南市	1.099	18	1.094	5
大川村	0.991	30	0.869	29
土佐町	1.027	25	1.035	7
本山町	1.084	20	1.002	11
大豊町	1.450	1	0.707	34
いの町	1.130	16	0.976	12
仁淀川町	1.216	6	0.853	32
佐川町	1.195	7	0.967	17
越知町	1.041	23	0.967	16
中土佐町	1.174	10	1.036	6
四万十町	0.972	31	0.969	15
日高村	1.138	14	0.937	20
津野町	1.042	22	0.944	18
梶原町	1.080	21	0.907	24
黒潮町	1.007	29	0.883	26
大月町	1.016	27	0.939	19
三原村	0.963	32	1.025	8
高知県平均	1.111		1.000	



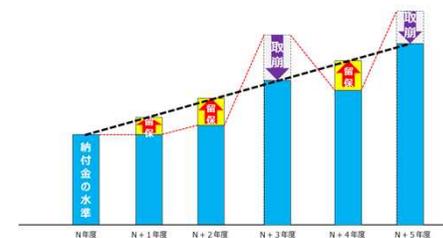
1. 激変緩和措置の必要性

- 統一保険料の導入に伴う算定方式の見直しにより、標準保険料ベースでの保険料負担が増加する団体が出てくる。
 - 保険料の完全統一までの間、被保険者にとって年度間の急激な負担の変化が生じないよう対策を講じる必要がある。
- ※ 市町村間の公平性を確保するために、経過措置期間中において適正かつ計画的な経営努力を行うことが激変緩和措置の要件となるのではないか。

2. 激変緩和措置の方向性（案）

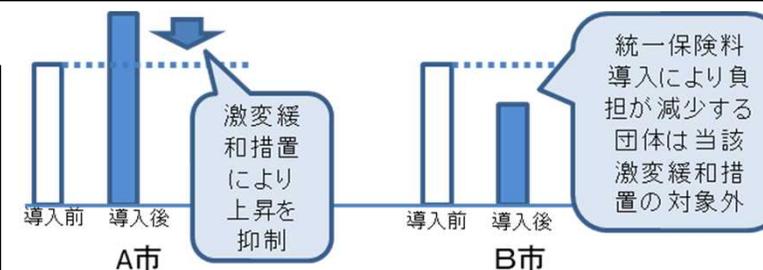
① マクロベースでの調整

- ・今後、県内国保の医療費及び納付金水準の将来推計を行うことを前提に、納付金の伸び率を長期的に一定に保つ調整を県全体で行うことで、経過措置期間中の市町村の計画的な取組を支援。
- ・調整財源としては、県の国保財政調整基金を活用予定。



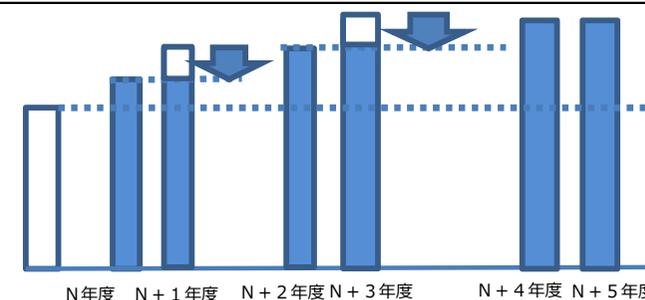
② ミクロベースでの調整

- ・各市町村ごとの算定の変化を踏まえた調整を実施。
- ・例えば、統一保険料導入の前後の標準保険料ベースの負担の変化を市町村ごとで比較し、算定方式の見直しによって負担が増加する団体に対して、可能な限り、県繰入金等の毎年度の経常的な収入を活用し、納付金額を圧縮することを想定。



③ 市町村独自の調整

- ・一定のルール下で計画的な取組を行うことを前提に、市町村が独自調整を行う仕組みの導入を検討する。
- ・財源は各市町村が市町村の基金等を想定。（一般会計からの赤字繰入を行わないことが前提）
- ・前提条件として、完全統一までの計画的な保険料引き上げが前提となる。



国保事業費納付金算定の基本的な考え方

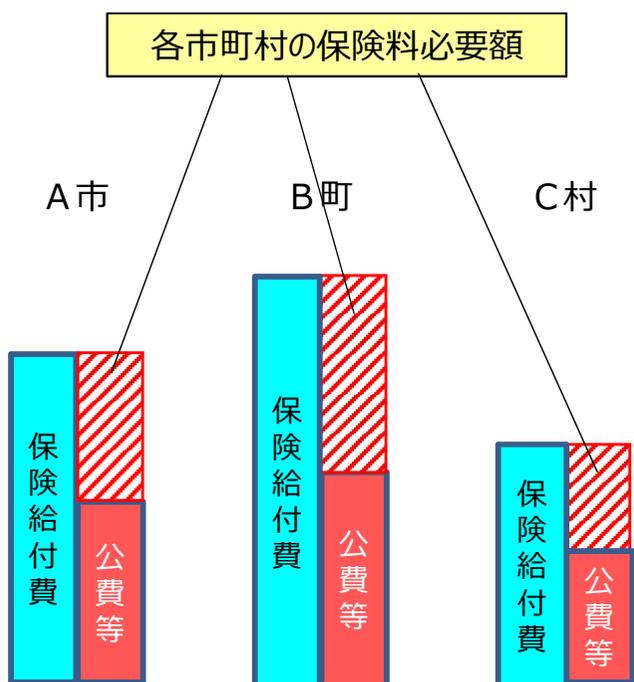
○ 平成30年度の都道府県化に伴い、都道府県は、県全体の医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を、国民健康保険事業費納付金の額として、これを市町村ごとに決定する。

※市町村の歳入・歳出見込み額は11、12月頃に県から市町村に照会（⇒市町村の見込額によって納付額等は変動する）

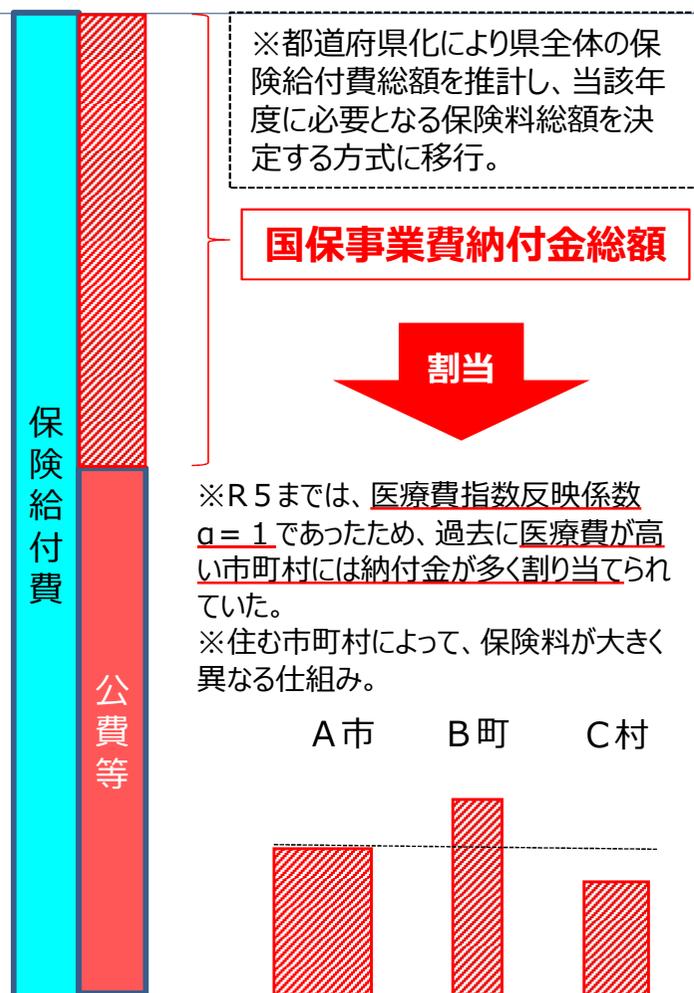
○ 納付金の仕組みの導入により、県全体の医療費から各市町村（及び被保険者）の負担が決定する仕組みに。

○ 市町村毎の納付金の額を決定する際に年齢調整後の医療費水準（R5で終了）、所得水準、被保険者数、世帯数を考慮。

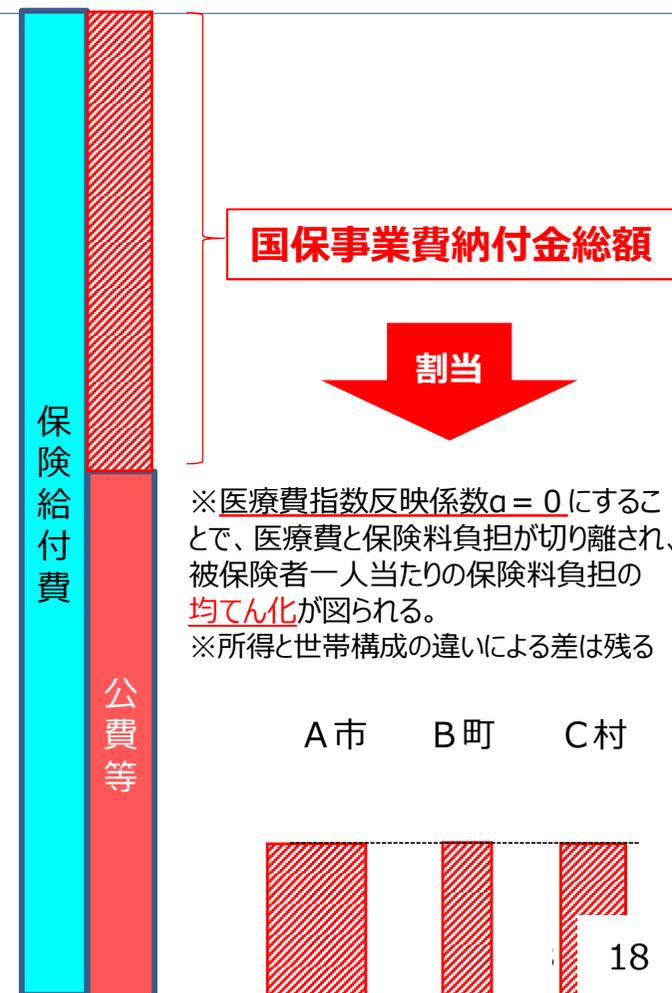
・市町村国保の財政運営の仕組みも「量出制入」であるため、過去に医療費が高かった市町村は保険料負担が高い傾向がある。
 ・医療費水準以外にも、様々な要因により、市町村ごとの保険料格差が生じている。



市町村ごとに財政運営（～H29年度）



都道府県単位化（H30年度～）



医療費指数反映係数 $\alpha = 0$ （R6～）

- 市町村別に按分する前の国保事業費納付金算定基礎額総額は、「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」の3つの区分に分けて、マクロベース（県全体）で算定。（区分は市町村の保険料（税）と同様）
- 各区分毎で歳出総額を見積もり、公費を充当、不足する分が納付金として集める総額となる。（⇒「量出制入」）

（1）医療分

国保険者努力支援 交付金（県分）	国・調整交付金 ※市町村向け特調除く (9%)	前期 高齢者 交付金
国・特別高額医療費 負担金	国・療養給付費等 負担金 (32%)	
保険者支援制度等県 全体算定に含める市町 村の公費		
納付金 (医療分)		
	県繰入金 ※市町村向け2号分及び 激変緩和財源を除く (9%)	

- ・外枠が県の歳出の普通交付金となる。
(⇒県全体の保険給付費)
- ・医療分にはのみ前期高齢者交付金が充当される
- ・県全体に対して交付される公費等を充当して不足する部分が市町村に納付していただく納付金の総額。

（2）後期高齢者支援金分

保険者支援制度	国・調整交付金 (9%)	納付金 (後期分)
	国・療養給付費等 負担金 (32%)	
	県繰入金 (9%)	

- ・外枠が県の歳出としての後期高齢者支援金。
- ・後期高齢者医療制度への支援金として、県が社会保険診療報酬支払い基金へ支払
(H29までは市町村が支払)
- ・公費を充当して不足する分が納付金の総額。

（3）介護納付金分

保険者支援制度	国・調整交付金 (9%)	納付金 (介護分)
	国・療養給付費等 負担金 (32%)	
	県繰入金 (9%)	

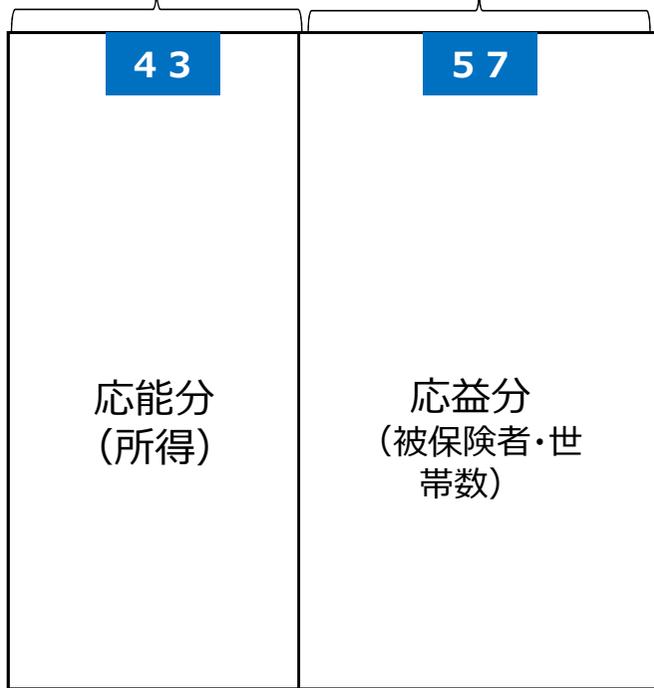
- ・外枠が県の歳出としての介護納付金。
(介護保険の第2号被保険者が支払う保険料を医療保険者が徴収して支払基金へ納付)
(H29までは市町村が支払)
- ・公費を充当して不足する分が納付金の総額

国保事業費納付金算定の流れ②【医療分・後期分】（応能応益等）

○ 前頁で算定した医療分及び後期分の納付金算定基礎額総額について、所得、被保険者数、世帯数のシェアを用い、市町村ごとの納付金算定基礎額に按分する。

(1) 応能分と応益分に按分
(43 : 57)

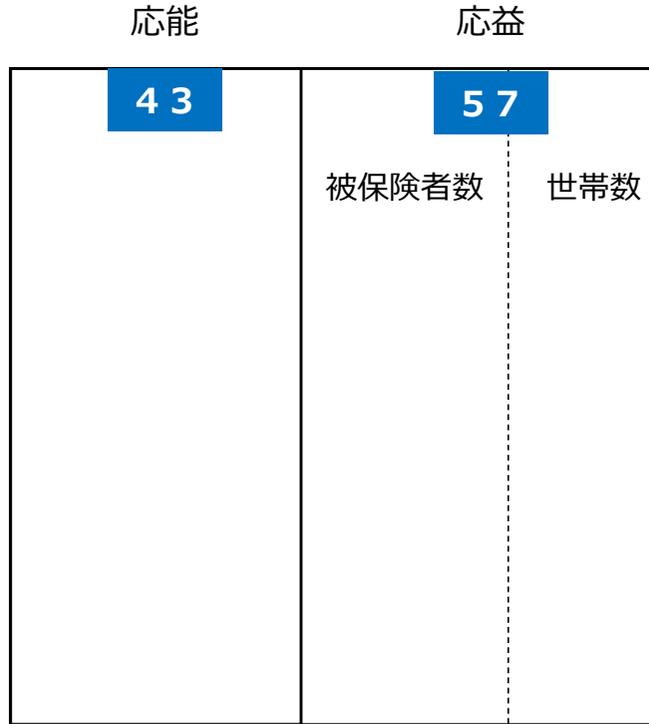
※所得係数 $\beta=0.77$ (R4の場合) 1



※所得係数 β
⇒全国平均の所得額を1とした場合の高知県平均の割合

※ β を使用する理由は都道府県間の所得格差による保険料負担格差を調整する普通調整交付金が高知県には多く交付されており、所得に応じて負担すべき部分（応能分）が少ないという考え方によるもの

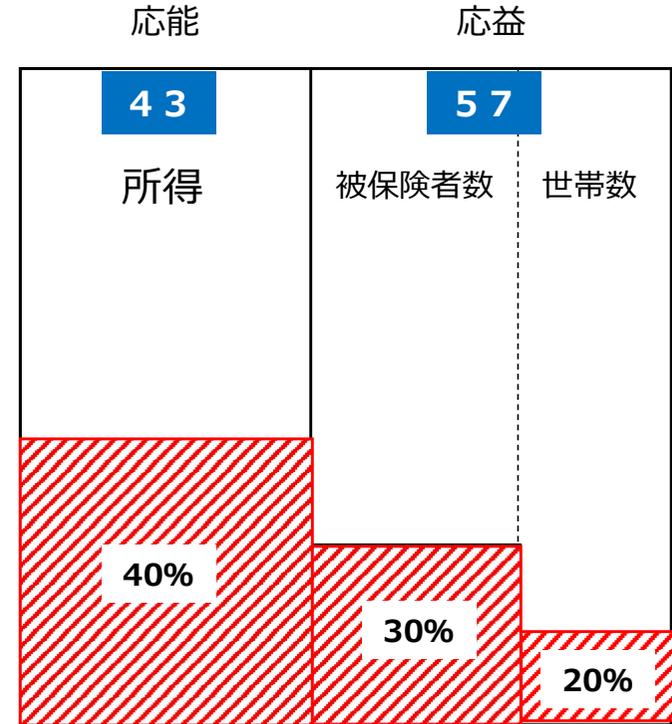
(2) 応益分を被保険者数と世帯数
に対応する部分に按分



※応益部分 (57) を
被保険者数 : 世帯数 = 70 : 30 で按分する

※応能分のうち、資産の額に対する部分（市町村の保険料（税）における資産割相当分）は納付金算定には使用しない。
(納付金算定は3方式で実施)

(3) 各市町村の所得、被保険者数、世帯数の県全体のシェアに応じて按分



例として、ある団体について、

所得総額が県全体の40%
被保険者数が県全体の30%
世帯数が県全体の20%

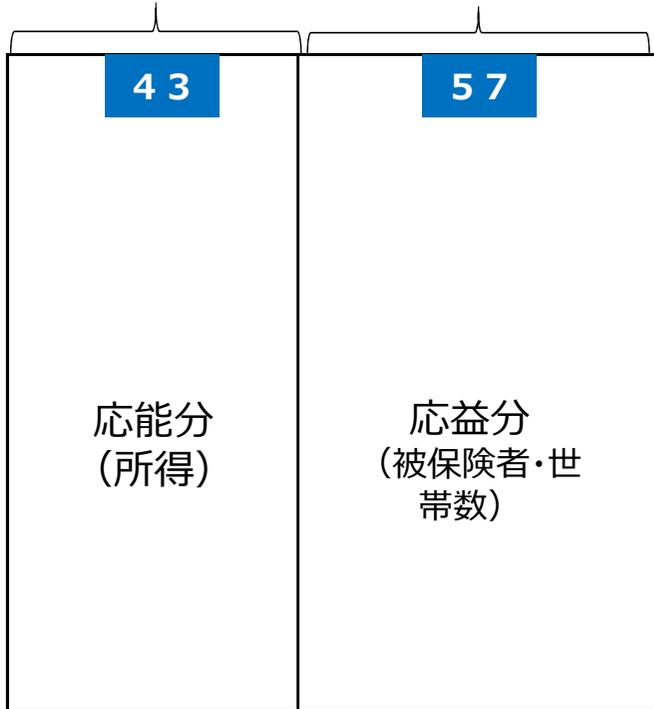
を占める場合は、納付金総額（外枠）に対して、斜線部分の面積に相当する納付金を負担する。

国保事業費納付金算定の流れ②【介護分】（応能応益等）

○ 前々頁で算定した介護分の納付金算定基礎額総額について、所得、被保険者数のシェアを用い、市町村ごとの納付金算定基礎額に按分する。

(1) 応能分と応益分に按分
(43 : 57)

※所得係数 $\beta=0.77$ (R4の場合) 1



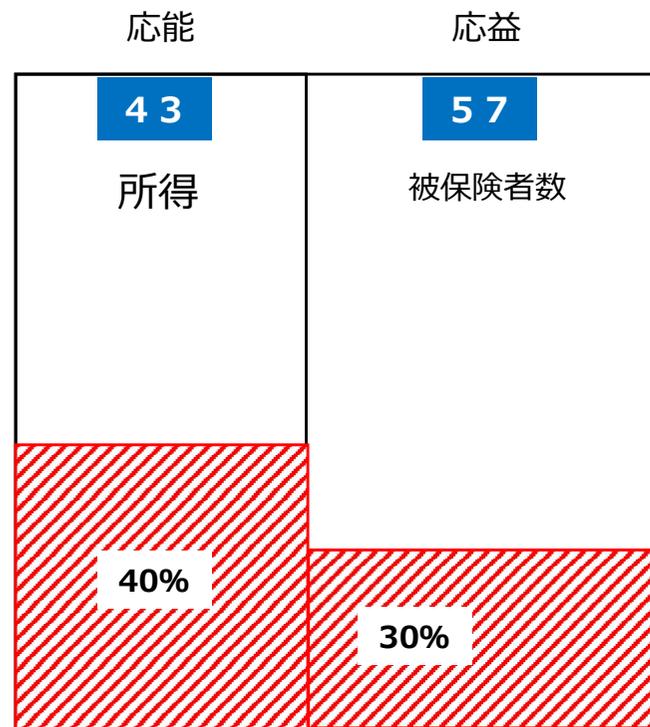
※所得係数 β

⇒全国平均の所得額を1とした場合の高知県平均の割合

※ β を使用する理由は都道府県間の所得格差による保険料負担格差を調整する普通調整交付金が高知県には多く交付されており、所得に応じて負担すべき部分（応能分）が少ないという考え方によるもの



(2) 各市町村の所得、被保険者数県全体のシェアに応じて按分



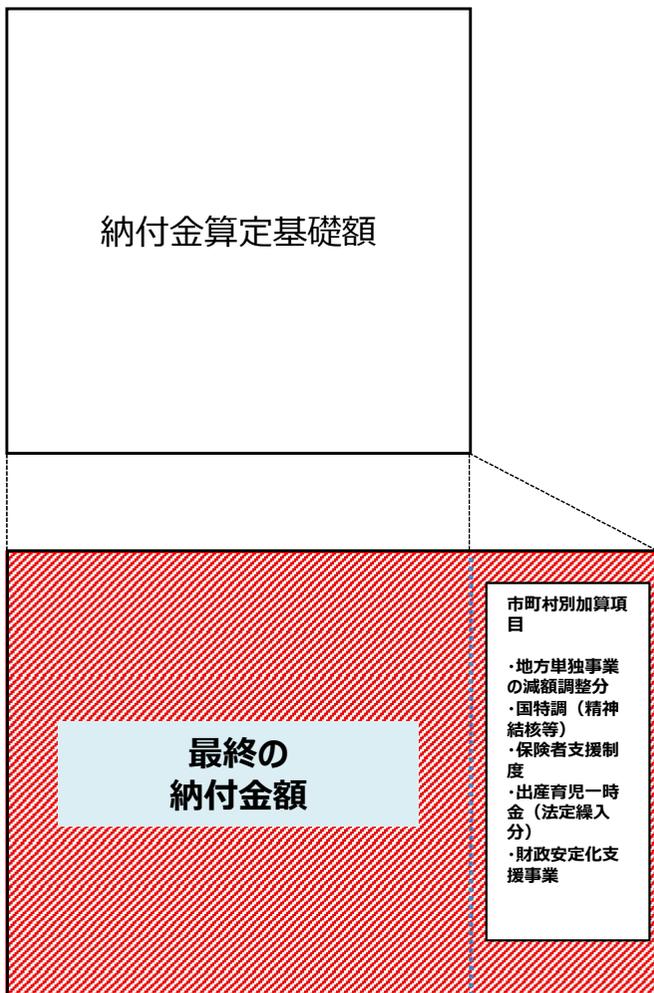
例として、ある団体について、

所得総額が県全体の40%
被保険者数が県全体の30%

を占める場合は、納付金総額（外枠）に対して、斜線部分の面積に相当する納付金を負担する。

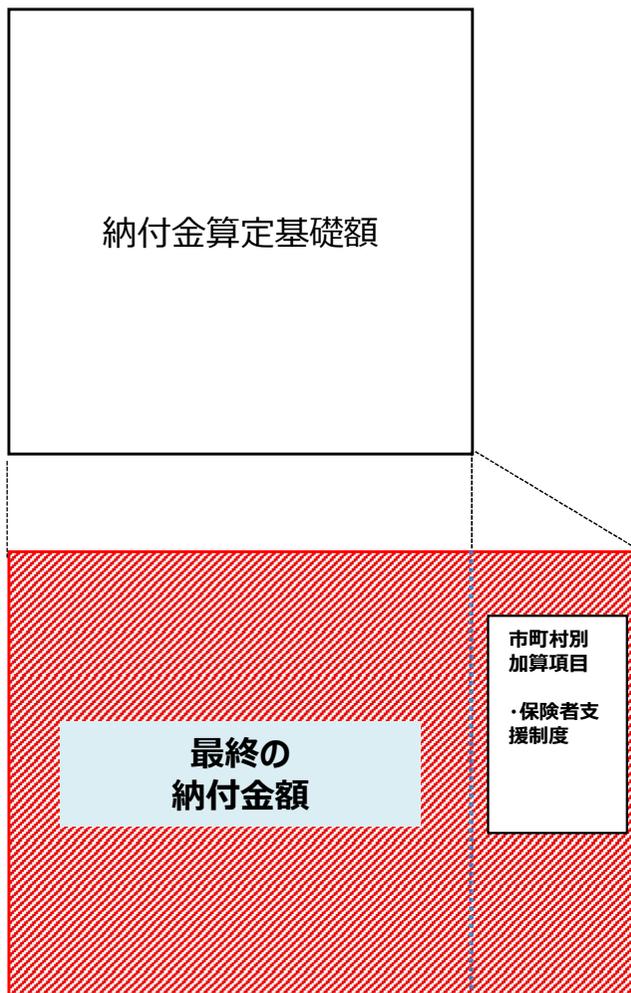
○P3の算定においてマクロベース（県全体）の歳出総額に充当した各市町村の公費（県全体算定に含める市町村の公費）のうち直接県国保特会に受入れできない公費（市町村国保特会経由で県国保特会が受入れる公費）を各市町村の納付金算定基礎額に加算することにより、最終的な納付金額を算定。

（1）医療分



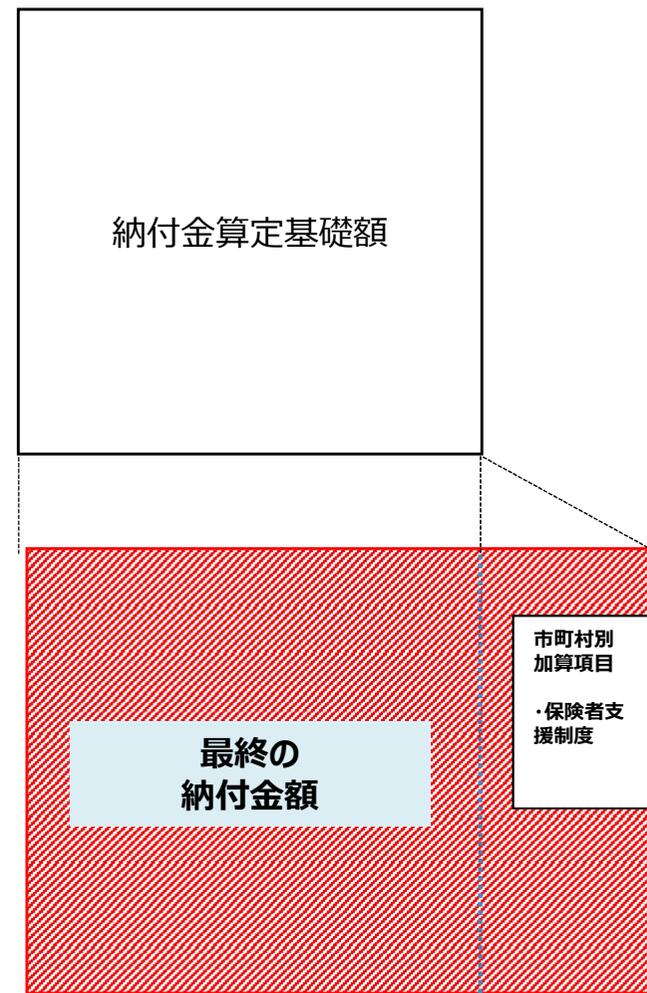
※外枠が市町村の最終の納付額
※事務費については、保険料で賄う費用ではないため加算しない

（2）後期高齢者支援金分



※減算項目は激変緩和措置のみ（対象市町村のみ）

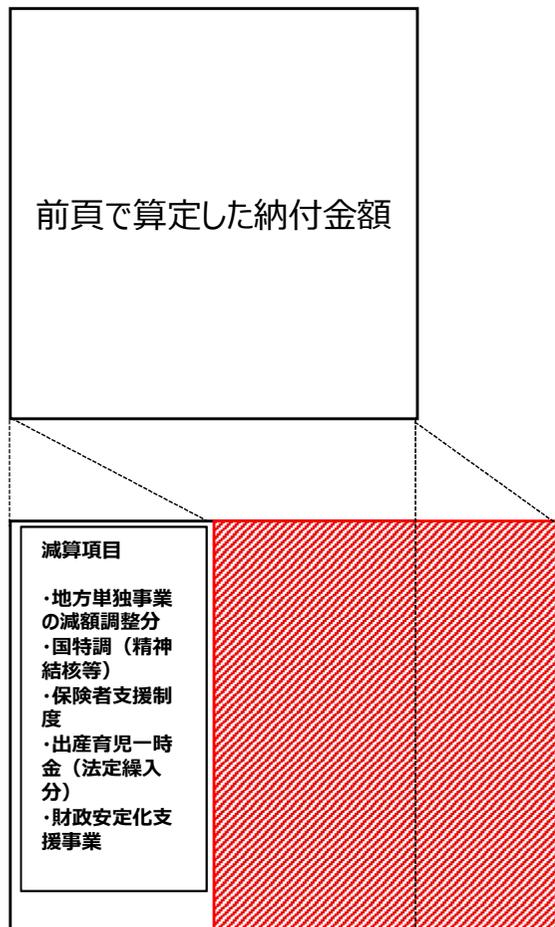
（3）介護納付金分



※減算項目は激変緩和措置のみ（対象市町村のみ）

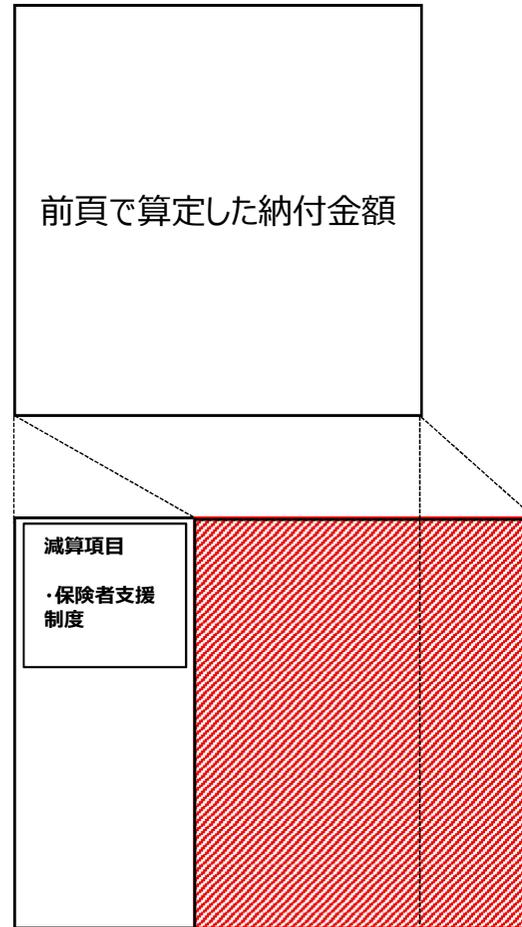
○ 前頁で算定した各市町村の納付金額に対し、P3の算定においてマクロベース（県全体）の歳出総額に充当した各市町村の公費（県全体算定に含める各市町村の公費）のうち県国保特会が収納しない公費の減算を行い、市町村の国保財政が均衡するために必要な保険料総額（＝統一保険料総額）を算出。

（1）医療分



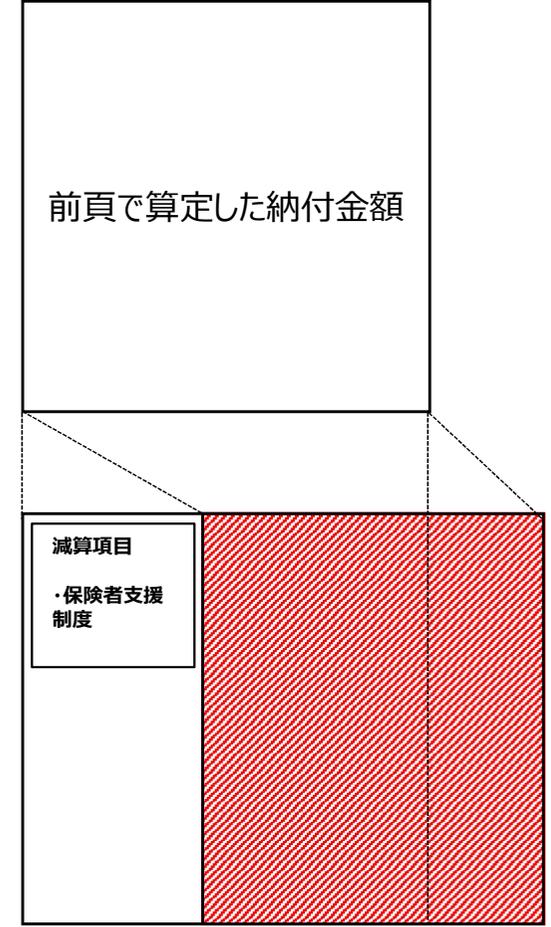
※外枠が標準保険料総額

（2）後期高齢者支援金分



※斜線部分が標準保険料総額

（3）介護納付金分

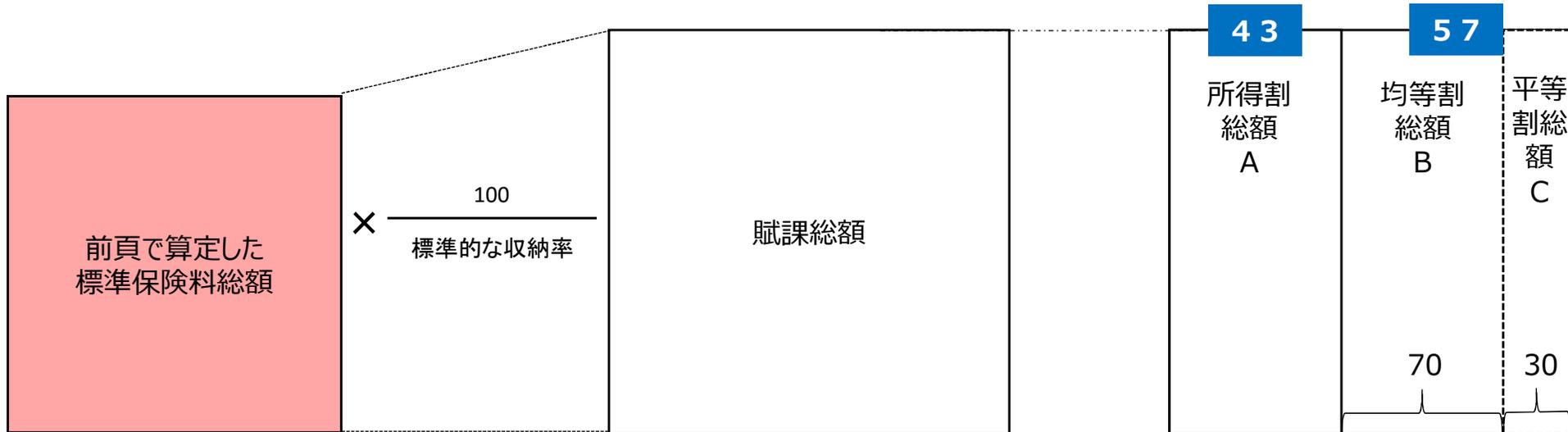


※斜線部分が標準保険料総額

○ 前頁で算定した統一保険料総額を標準的な収納率で割戻しを行い、統一保険料率を算定する。

(1) 標準的な収納率による割戻し

(2) 賦課総額を3方式で按分



※仮にこの金額を賦課しても、保険料(税)収納率が100%でない限りは、徴収できなかった部分は市町村の歳入不足(=赤字)となる

※標準的な収納率で割り戻すことで、必要な歳入額を確保できる賦課総額を決定

- ①所得割
 上の図のA / 当該市町村の所得総額
 例) A = 100円、所得総額1,000円の場合は
 所得割率 = 10.0%
- ②均等割
 上の図のB / 当該市町村の被保険者数
 例) B = 1,000円、被保険者10人の場合
 均等割額 = 100円
- ③平等割
 上の図のC / 当該市町村の世帯数
 例) C = 500円、世帯数5世帯の場合
 平等割 = 100円

3. 令和6年度の「市町村標準保険料率」について

市町村標準保険料率について

■ 市町村標準保険料率について

- 市町村標準保険料率とは、市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値。
- 市町村標準保険料率は、
 - ・各市町村のあるべき保険料率の見える化を図る
 - ・各市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値を示すという二つの役割を担っている。



■ 保険料水準の統一による統一保険料率の導入について

- 保険料水準の統一は、「県内のどの市町村に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料」を実現するもの。
- 保険料水準の統一後（令和12年度以降）は、全市町村の保険料率が同一の数値となる（統一保険料率）。

■ 令和6年度市町村標準保険料率の主な算定条件について

	市町村標準保険料率 (県内統一ルールで県内市町村間の比較)
標準的な保険料算定方式	3方式（所得割・均等割・平等割）
所得割と資産割、均等割と平等割の賦課割合	所得割：資産割＝100：0 (3方式のため、資産割を用いない。) 均等割：平等割＝70：30
賦課限度額	医療分：65万円、後期高齢者支援金等分：22万円、介護納付金分：17万円
標準的な収納率	高知市：98% その他の市町村：99%

No.	保険者名	区分	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
			所得割率 (%)	資産割 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
1	高知市	市町村標準保険料率	7.89	-	33,658	21,791	2.97	-	12,375	8,012	2.47	-	17,906	-
		(参考)R5保険料率(実績)	9.26	-	24,000	25,200	2.86	-	7,200	7,800	2.76	-	8,400	6,600
2	室戸市	市町村標準保険料率	7.81	-	33,319	21,571	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	9.20	-	31,900	26,800	1.10	-	9,400	5,200	2.20	-	10,800	5,800
3	安芸市	市町村標準保険料率	7.81	-	33,319	21,571	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	7.90	-	29,000	23,000	2.50	-	9,000	7,000	2.30	-	11,000	5,000
4	南国市	市町村標準保険料率	7.81	-	33,322	21,573	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	8.30	-	26,300	30,000	2.60	-	8,100	9,400	2.30	-	9,100	7,200
5	土佐市	市町村標準保険料率	7.81	-	33,319	21,571	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	8.00	30.28	23,600	26,800	2.50	9.72	6,700	7,400	2.50	7.50	8,000	5,900
6	須崎市	市町村標準保険料率	6.69	-	28,540	18,478	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	7.80	30.00	24,000	25,000	3.20	13.00	6,000	7,000	2.00	7.00	7,700	5,600
7	土佐清水市	市町村標準保険料率	6.75	-	28,806	18,649	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	8.20	-	31,000	26,000	2.50	-	10,000	7,000	2.50	-	10,000	5,000
8	宿毛市	市町村標準保険料率	6.72	-	28,686	18,572	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	8.00	-	22,000	23,000	2.30	-	6,000	5,500	2.00	-	7,500	5,300
9	四万十市	市町村標準保険料率	6.06	-	25,860	16,742	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	6.40	-	22,000	15,000	3.20	-	11,000	7,000	2.60	-	13,000	6,000
10	香南市	市町村標準保険料率	7.40	-	31,590	20,452	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	8.10	-	29,700	22,600	2.50	-	9,100	7,200	2.20	-	9,900	5,300
11	香美市	市町村標準保険料率	7.81	-	33,323	21,574	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	8.50	-	26,400	20,000	3.00	-	8,400	8,000	2.40	-	9,000	7,000
12	東洋町	市町村標準保険料率	7.81	-	33,325	21,575	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	7.10	-	24,700	16,000	2.10	-	7,800	4,900	1.70	-	14,600	-
13	奈半利町	市町村標準保険料率	7.81	-	33,322	21,573	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	7.20	-	27,000	21,000	2.30	-	8,500	7,000	1.90	-	11,800	-
14	田野町	市町村標準保険料率	7.81	-	33,321	21,573	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	7.00	-	24,000	18,000	2.10	-	6,800	6,800	2.00	-	10,500	-
15	安田町	市町村標準保険料率	7.81	-	33,325	21,575	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	8.10	-	28,000	29,000	2.50	-	9,000	8,000	2.00	-	15,000	-
16	北川村	市町村標準保険料率	7.76	-	33,095	21,426	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	8.13	6.60	26,600	23,200	2.38	3.00	8,400	7,400	2.19	-	13,500	-
17	馬路村	市町村標準保険料率	7.62	-	32,521	21,055	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	6.60	-	25,000	26,000	1.40	-	7,000	7,000	1.70	-	10,000	-
18	芸西村	市町村標準保険料率	7.80	-	33,295	21,556	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	8.50	-	28,000	23,000	2.70	-	8,000	7,000	2.30	-	9,000	9,000
19	大川村	市町村標準保険料率	7.81	-	33,325	21,575	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	2.50	-	9,800	6,600	2.40	-	9,200	6,200	2.10	-	10,300	5,000
20	土佐町	市町村標準保険料率	7.37	-	31,458	20,366	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	6.00	33.00	21,000	15,000	2.00	10.30	6,800	4,600	1.60	9.00	6,000	4,000
21	本山町	市町村標準保険料率	7.22	-	30,829	19,959	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	6.50	35.00	20,500	15,500	3.00	16.00	8,500	7,500	3.00	11.00	9,500	8,500
22	大豊町	市町村標準保険料率	7.81	-	33,325	21,575	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	7.10	-	33,000	28,000	2.40	-	10,000	7,100	2.00	-	10,400	5,100
23	佐川町	市町村標準保険料率	7.81	-	33,318	21,571	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	7.30	-	30,100	20,800	2.50	-	10,500	7,200	2.20	-	11,600	5,500
24	越知町	市町村標準保険料率	6.99	-	29,833	19,314	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	7.70	30.00	18,000	18,000	2.70	13.00	9,000	8,000	2.50	17.00	11,000	6,000
25	中土佐町	市町村標準保険料率	7.81	-	33,322	21,573	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	7.35	-	22,000	21,000	2.22	-	9,000	6,000	2.14	-	8,000	5,000
26	日高村	市町村標準保険料率	7.63	-	32,554	21,076	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	7.00	-	27,600	19,200	2.30	-	9,300	6,800	2.50	-	12,600	6,200
27	梶原町	市町村標準保険料率	6.95	-	29,669	19,208	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	8.40	-	26,700	18,000	2.80	-	9,000	6,500	2.00	-	9,000	3,800
28	大月町	市町村標準保険料率	6.73	-	28,705	18,584	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	7.00	-	24,000	25,000	3.00	-	9,000	10,200	1.43	-	9,000	8,000
29	三原村	市町村標準保険料率	7.03	-	30,010	19,429	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	6.22	15.00	13,500	18,000	2.25	10.00	8,000	5,900	1.45	1.00	3,000	4,500
30	いの町	市町村標準保険料率	7.81	-	33,323	21,574	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	6.80	-	33,000	22,000	2.30	-	10,000	7,000	2.00	-	12,000	6,000
31	津野町	市町村標準保険料率	6.90	-	29,435	19,057	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	7.80	-	26,000	24,000	3.20	-	8,000	8,000	2.20	-	8,000	7,000
32	仁淀川町	市町村標準保険料率	6.98	-	29,790	19,287	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	5.80	-	28,000	16,000	2.14	-	10,000	6,100	1.77	-	11,200	4,200
33	四万十町	市町村標準保険料率	6.60	-	28,151	18,225	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	7.90	-	16,000	19,800	3.40	-	6,400	7,000	2.70	-	8,000	5,000
34	黒潮町	市町村標準保険料率	6.84	-	29,194	18,901	2.94	-	12,250	7,931	2.44	-	17,725	-
		(参考)R5保険料率(実績)	7.10	-	20,600	21,600	2.75	-	7,800	8,400	2.60	-	9,300	7,000

※各市町村の市町村標準保険料率は、R6国保事業費納付金(激変緩和措置(マクロベース・ミクロベース)後・水準調整(抑制)後)に係るもの。

※市町村標準保険料率とは、都道府県内の保険料率算定ルールにより算定した保険料率。

(算定方式は3方式(所得割、均等割、平等割)、応能・応益割合は所得係数βを用いて算定、均等割と平等割の割合は70:30)

※医療分は、個別市町村の納付金額についてミクロベースの激変緩和措置を講じていること等から市町村間の差違が生じている。

4. 令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計 決算について

令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計決算について

○令和4年度の県国保特別会計決算（形式収支）は約29億円の黒字。

（療養給付費等負担金等の公費の精算が未反映である点に留意）

単位：円

項目	No.	科目	決算額
負担金	1	国保事業費納付金（医療分）	15,709,025,637
	2	国保事業費納付金（後期分）	4,492,052,538
	3	国保事業費納付金（介護分）	1,753,723,350
	4	療養給付費等交付金 [社会保険診療報酬支払基金より]	0
	5	前期高齢者交付金	28,585,126,159
	6	特別高額医療費共同事業交付金	106,190,832
国庫支出金	7	療養給付費等負担金	13,895,370,373
	8	高額医療費負担金	663,199,789
	9	特別高額医療費共同事業費負担金	50,898,000
	10	特定健康診査等負担金	112,063,000
	11	国保財政調整交付金	7,536,563,000
	12	普通調整交付金	5,877,467,000
	13	特別調整交付金	1,659,096,000
	14	国保保険者努力支援制度交付金	976,647,000
財産	15	国保財政安定化基金利子収入	379,191
	16	国保財政調整基金利子収入	820,919
繰入金	17	一般会計繰入金	4,767,574,379
	18	高額医療費負担金	725,523,422
	19	特定健康審査・保健指導負担金	82,804,000
	20	県繰入金	3,957,246,807
	21	国保運協委員報酬	117,000
	22	国保連合会負担金	100,000
	23	事務費等	1,783,150
	24	国保財政安定化基金繰入金	61,690,000
	25	国保財政調整基金繰入金	0
	その他	26	繰越金
27		諸収入	80,940,222
-	28	歳入合計	80,524,298,994

歳出	1	総務費	1,061,678,841
	2	保険給付費等交付金	62,753,290,828
	3	普通交付金	60,638,777,828
	4	特別交付金	2,114,513,000
	5	後期高齢者支援金等	9,465,535,184
	6	前期高齢者納付金等	25,357,552
	7	介護納付金	3,714,312,880
	8	病床転換支援金等	32,462
	9	共同事業拠出金	153,318,660
	10	保健事業費	22,137,208
	11	一般会計繰出金	50,576,487
	12	国保財政安定化基金積立金	379,191
	13	国保財政調整基金積立金	373,656,081
	14	歳出合計	77,620,275,374
歳入-歳出			2,904,023,620

○決算剰余金は翌年度（令和5年度）に繰り越したうえで、令和4年度に超過交付されている国費等を返還する財源に充当する。

○国費等の返還財源に充当してなお残る剰余金の取扱については、県の国保財政調整基金に積み立て、納付金の年度間調整等に活用することとする。

5. 高知県国民健康保険事業特別会計の 令和5年度 2月補正予算（案）の概要について

令和5年度 2月補正予算（案）の概要 [高知県国民健康保険事業特別会計]

令和5年度 2月補正予算（案） 5,252,656千円の増額補正

(1)主な歳出の増減		令和5年度 既計上予算額①	令和5年度 決算見込額②	2月補正（案） ②-①	増減要因など	
歳出 総額		75,304,291千円	80,556,947千円	5,252,656千円		
主な歳出	総務費	56,558千円	529,379千円	472,821千円	過年度に超過交付されていた国費等の返納。	
	保険給付費等交付金	60,825,322千円	64,856,696千円	4,031,374千円		
	内訳	普通交付金	58,918,973千円	62,680,042千円	3,761,069千円	市町村の保険給付費（被保険者の医療費）の増加。
		特別交付金	1,906,349千円	2,176,654千円	270,305千円	市町村における「結核性疾患および精神病に係る療養給付費」等の増加。
	国保財政調整基金積立金	215,913円	1,093,278千円	877,365千円	前年度（令和4年度）の決算余剰金の一部を基金に積み立て。	

(2)主な歳入の増減		令和5年度 既計上予算額①	令和5年度 決算見込額②	2月補正（案） ②-①	増減要因など	
歳入 総額		75,304,291千円	80,556,947千円	5,252,656千円		
主な歳入	療養給付費等負担金	12,954,358千円	14,520,271千円	1,565,913千円	市町村の保険給付費（被保険者の医療費）の増加。	
	国民健康保険 保険者努力支援制度交付金	811,549千円	825,700千円	14,151千円	県が行う保健事業に要する費用に対する交付金（事業費分）の増加。	
	国民健康保険財政調整交付金 （特別調整交付金分）	1,219,801千円	1,503,683千円	283,882千円	市町村に対する交付金メニュー（結核性疾患および精神病に係る療養給付費が多額であること）等の増加。	
	特定健康診査等負担金(国)	114,319千円	108,450千円	▲5,869千円	対象者数（見込み）の減少。	
	一般会計繰入金	4,492,830千円	4,953,982千円	461,152千円		
	主なもの	県・繰入金	3,759,235千円	4,200,522千円	441,287千円	市町村の保険給付費（被保険者の医療費）の増加。
		高額医療費負担金(県)	616,619千円	670,279千円	53,660千円	高額医療費の増加。
		特定健康診査等負担金(県)	114,319千円	80,523千円	▲33,796千円	対象者数（見込み）の減少。
	繰越金	51,345千円	2,904,024千円	2,852,679千円	前年度（令和4年度）の決算剰余金を当年度（令和5年度）に予算化し、普通交付金等の財源に充当。	